

# キューバ国有化にともなう国際私法問題\*

土井輝生

はしがき

## 一 外国国有化の効力の承認と国家行為理論

### 1 Sabbatino 事件判決

#### (一) 事実

(一) 合衆国地方裁判所(ニューヨーク南部地区)

(三) 合衆国控訴裁判所(第二巡回区)

(四) 合衆国最高裁判所

### 2 国家行為理論と抵触法

## 二 国家行為理論の修正

### 1 対外援助法による Sabbatino 判決修正

### 2 Sabbatino 事件差戻審

### 3 Banco Nacional de Cuba v. First National City Bank 事件

## 三 国家行為理論とヒッケンルーパー修正の適用範囲

### 1 Banco Nacional de Cuba v. First National City Bank 事件

### 2 F. Palicio y Compania, S. A. v. Brush 事件

### 3 Tabacalera Severiano Jorge, S. A. v. Standard Cigar Co. 事件

### 4 French v. Banco Nacional de Cuba 事件

## 四 国有化国の為替管理規制の承認

### 1 外国保険会社の国有化とキューバ亡命者の保険契約事件

キューバ国有化にともなう国際私法問題

- (一) Blanco v. Pan-American Life Insurance Co. 事件
  - (二) Mendez Rodriguez v. Pan American Life Insurance Co. 事件
  - (三) Theye y Ajuria v. Pan American Life Insurance Co. 事件
  - (四) Pan American Life Insurance Co. v. Rajj 事件
  - (五) Varas v. Crown Life Insurance Co. 事件
  - (六) Confedation Life Association v. Ugaide 事件
- 2 国際通貨基金協定第八条第二項(6)と国家行為理論  
むすび

### は し が き

近年における一連の国有化事件、すなわち一九五二年のイランの石油国有化、一九五六年のエジプトのスエズ運河国有化、一九五八年のインドネシアのオランダ資産国有化、一九六〇年のキューバの外資企業国有化は、对外投资の保護について、資本輸出国の重大な関心をよびおこした。国際法の立場からは、外国人資産の収用についての国有化の国家責任の問題が論じられ、この問題に関する国際法原則を明確にする努力がなされてきた。これと並行して、外国の国有化の効力の承認を問題とする民事事件が多く、この裁判所に提起されて、国際私法の立場から、これが討論されてきた。<sup>(1)</sup>

一九五九年、フィデル・カストロ(Fidel Castro)の革命が成功して樹立されたキューバ政府は、一九六〇年六月、外資系企業の大規模な国有化を開始した。<sup>(2)</sup>この国有化が原因となって、アメリカ合衆国においては、数多くの民事事件が提起された。

そのハイライトは、一九六四年三月二三日、合衆国最高裁判所がくだした *Banco Nacional de Cuba v. Sabbatino* 事件判決<sup>(3)</sup>による国家行為理論 (act of state doctrine) の適用と、これを修正する一九六四年対外援助法 (Foreign Assistance Act) 第三〇一条(c)(2)の制定である。

Sabatino 事件は、キューバ政府による精糖工場の接収を原因として提起された訴訟であるが、そのほかに、アメリカ銀行の接収、タバコ会社の接収、アメリカおよびカナダ系保険会社の支店の接収などに関係して、数多くの訴訟が裁判所にもちこまれた。民事事件においては、私法的法律関係に外国の国有化がどのような効果をもたらすかを検討しなければならぬが、主要な役割りをえんじたのは国家行為理論である。

本稿の目的は、キューバ国有化をめぐる合衆国の判例を検討して、そこにあらわれた国家行為理論を中心とする国際私法と国際法の交錯をあきらかにすることを目的とする。まず最初に、Sabatino 事件判決を紹介し、ついで最高裁判所が適用した国家行為理論と抵触法との関係を説明する。つぎに、合衆国議会の立法による国家行為理論の修正と、この修正にもとづく Sabatino 事件差戻審判決およびその他の判例をとりあげる。つづいて、国家行為理論とその修正の適用の限界をしめす判例を検討する。最後に、保険契約に関する一連の判例をとりあげて、国際通貨基金協定のもとにおける国有化国の為替管理規制の承認の問題と国家行為理論との関係を論ずる。<sup>(4)</sup>

\* これは、一九六七年一〇月三〇日、関西学院大学で開催された国際法学会の国際私法部会においておこなった表題の報告をまとめ、その後における判例の検討をくわえたものである。

(1) 外国資産の国有化については、おびただしい数の文献がある。主要なものをおわりにかかげる。

キューバ国有化にともなう国際私法問題

- (2) 色摩力夫「キューン・カヌーロ政権の外国資産収用」田岡・田畑編・外国資産国有化と国際法 一四二—一六九(一九六四)°Martin Domke, *The Present American Attitude Towards Nationalization of Foreign-Owned Property*, 1963 Duke L. J. 231-90; C. Garreau de Loubresse, *Les nationalisations Cubaines*, 77 Ann. Fran. Dr. Int'l 215-26 (1961); International Commission of Jurists, *Cuba and the Rule of Law* 78-113 (1962); William H. Reeves, *The Cuban Situation: the Political and Economic Relations of the United States and Cuba*, 17 Bus. Law. 930-96 (1962). 合衆國の政府はキューン資産の凍結に関する *Sardino v. Federal Reserve Bank* 事件 361 F. 2d 106 (2d Cir.), *cert. denied*, 335 U.S. 898 (1966), *とひついで* Thomas J. Reilly, *Freezing and Confiscation of Cuban Property*, 19 Stan. L. Rev. 1358-63 (1967). 参照。

- (3) 376 U.S. 398, 84 S. Ct. 923, 11 L. Ed. 2d 804 (1964), 3 Int'l Legal Materials, Supp. to No. 2 (1964); Arthur T. Von Mehren and Donald T. Trautman, *The Law of Multistate Problems, Cases and Materials on Conflict of Laws* 801-4 (1965). 要約 53 Am. J. Int'l L. 779 (1964).

- (4) Sabbatino 事件第一審判決以後、論文や評釈が洪水のようたでてきた。その多くは、あたらしい判例があらわれるにしたがってあまくなつた。

## 一 外国国有化の効力の承認と国家行為理論

### 1 Sabbatino 事件判決

一國の国有化の効力を問題とすにあたっては、まず目的となる財産を四つのカテゴリーにわけて考えなければな

らない。<sup>(5)</sup> 第一は、国有化国の国民または法人が所有し、かつその領域内に所在する財産、第二は、外国人が所有し、かつ国有化国の領域内に所在する財産、第三は、国有化国の国民が所有し、かつその領域外に所在する財産である。第四の外国に所在する外国人の財産は、国有化の対象とならない。第一の、国有化国の国内に所在するその国民の財産の国有化は、国有化国の国内管轄に属する事項であるから、国際法上問題とならない。

外国の国有化の効力が問題となった合衆国の判例の多くは、国有化されるまえの財産の所有者が原告となって、国有化の効力を合衆国で承認すべきではないから、国有化によって所有権を取得したと主張する現在の所有者に権原はないという理由で、財産の回復を請求した事件である。<sup>(6)</sup> Sabbatino 事件は、これとは逆の場合である。この事件の原告 Banco Nacional de Cuba は、国有化をおこなったキューバ政府の機関である。

## (一) 事 実

一九六〇年二月と七月に、ニューヨークの砂糖ブローカー Farr, Whitlock & Co. は、キューバ産の砂糖を、合衆国の市民が支配株式をもつキューバ会社 *Compania Azucarera Vertientes-Camaguey (C. A. V.)* から買入れ契約を締結した。代金は、ニューヨークにおいて、船積書類の呈示をうけて支払うことを約束した。

一九六〇年七月二日と三日、合衆国議会は、砂糖の輸入に関する法律を改正して、大統領に砂糖の輸入割当を削減する権限をあたえた。七月七日、アイゼンハワー大統領は、この権限を行使した。七月六日、キューバ閣僚会議は、法律第八五一号を制定した。この法律は、つぎのように定めた。

「国家の利益のために、強制収用によって、アメリカ合衆国の国籍を有する自然人または法人が所有する財産もしくは企業、

または、キューバ法に準拠して設立された企業でこのような自然人もしくは法人が利益を有するものを国有化することができる。<sup>(7)</sup>  
No. 1

この国有化に対する補償として、キューバ政府は、三〇年以上を満期とする年利二分の国債をわたすことにした。七月一六日、合衆国国務省は、キューバ外務大臣あてに覚書をだし、法律第八五一号にもとづく措置は没収的かつ差別的であつて国際法に違反すると抗議した。

上記の契約により、砂糖は、八月六日から九日にかけて、モロッコに向けて、ドイツ船舶 Hornfels に積み込まれた。八月六日、キューバ大統領と首相は、法律第八五一号にもとづく、行政府決定第一号をだした。この決定のもとで、ドイツ船舶がキューバの港をでるには、キューバ政府の同意を必要とした。そのため、Farr, Whitlock & Co. は、八月一日、キューバ政府機関である貿易銀行 Banco para el Comercio Exterior de Cuba (Banco Exterior) と、さきの契約とまったく同一の契約を締結した。

八月一日、Hornfels は、モロッコに向けて出帆した。Banco Exterior は、この契約上の権利を Banco Nacional に譲渡した。Banco Nacional は、ニューヨークのエイジェントであるフランスの銀行 Societe Generale に、船積書類と手形を Farr, Whitlock に呈示して、代金の支払いをうけるよう指示した。

一九六〇年八月、国有化された C. A. V. の株主は、C. A. V. のニューヨークにある資産を清算するためレシーヴァー (receiver) の任命をもとめてニューヨークの裁判所に訴を提起し、裁判所は Sabbatino をレシーヴァーに任命した。

C. A. V. の株主は、Farr, Whitlock に、Societe Generale が所持する船荷証券に表章される砂糖の所有者は、キューバ政府ではなく、C. A. V. であることを通告した。Farr, Whitlock は、C. A. V. が損失を補償するという条件で、代金を Societe Generale または Banco Nacional に支払わないことを約束した。

Farr, Whitlock は、船荷証券を入手したのち、これをその顧客に譲渡して、代金の支払いをうけた。Farr, Whitlock は、ニューヨーク裁判所の命令により、コミッションをとったのち、その代金をレシーヴァー Sabbatino に引き渡し、だれが所有者であるかについて、裁判所の決定をまつことにした。

(一) 合衆国地方裁判所 (ニューヨーク南部地区)

原告 Banco Nacional は、Farr, Whitlock が船荷証券および代金の横領 (conversion) したという理由で、Farr, Whitlock に対しては代金の返還、レシーヴァー Sabbatino に対しては代金の処分の差止めを請求して、合衆国地方裁判所 (ニューヨーク南部地区) に訴を提起した。Farr, Whitlock は、キューバ国有化令にもとづく措置は国際法に違反するから、国有化令はキューバ政府に問題の砂糖について有効な権原を付与するものではないと主張した。

地方裁判所 (Judge Dimock) は、キューバの国有化令を合衆国において強行することができるかの問題について、合衆国の裁判所は国有化令がキューバの法律の要件をそなえていないという理由によっても、また、法廷地の公の政策 (public policy) に反するという理由によっても、その強行を拒絶してはならないとのべたのち、問題は「当裁判所が国際法にもとづいてキューバの行為の効力を審査し、その行為が国際法に違反するときそれを承認することを拒絶できるか」であることを指摘した。

裁判所は、合衆国の裁判所はこの問題について判断していない。外国の裁判所は、国際法のもとに外国の行為を審査する意思をしめしているが、審査をもっともつよく支持するのは、法律評論とテキストブック著者である。「私は、本訴訟の事情のもとにおいては、法廷地法はキューバの命令が国際法に違反するならばこれを強行しない」と判示して、キューバの国有化令は国際法に違反すると認定して、原告の請求を棄却した。<sup>(8)</sup>

裁判所は、国家行為理論の性質およびその適用の限界について、つぎのようにのべている。

「わが国の裁判所は、外国の行為を、それが行為をおこなう国家の領域内において効力を付与するかぎり、その有効性を審査しないという理論は、わが抵触法原則に源を有する。したがって、この原則は、みずから課した抑制 (self-imposed restraint) である。国家は他の国家の行為に十分な信頼と信用をあたえるという国際法の要件があるとしても、このような要件は、国際法に違反する国家の行為におよばないことはあきらかである。外国の行為の有効性を審査することを裁判所が拒絶する基本的な理由は、各国家の自国の領域内における主権、自国の国内事項を欲するところにしたがっておこなう各国の権利の賢明な承認と尊重であろう。……しかし、このような承認と尊重の基礎は、外国の行為がわが地域的な政策の概念ではなく、国際法が課す基準に反するとき、消滅する。主権者の行為が国際法に違反するとき、国家主権の権利はおわりとなる。外国の行為の有効性を審査することを裁判所が拒絶するのは、行政府の行動を妨害しないという願望にもとづく。……しかし、合衆国の國務省は、原告が強行をもとめる国有化法そのものが国際法に違反すると宣言した覚書をキューバ政府にわたした。<sup>(9)</sup>したがって、国際法にてらして当該命令を裁判所が審査することが行政府を妨害するとは考えられない。<sup>(10)</sup>」

ついで、裁判所は、原告は、国有化令を信頼して善意に行動した私人ではなく、キューバ政府の財務機関として、合衆国の裁判所において国有化措置の強行をもとめるのであるから、キューバ政府が直接原告として国有化令を強行す

るためわが裁判所の援助をもとめるにはかならない。このような事情のもとで、法廷地がこの国際不法行為の効果を法廷地に延長して外国の国際法違反を補助することは考えられない。合衆国の裁判所は、合衆国が国際社会の一員であるし、国際法は国内法の一部であるから、国際法を尊重し強行する義務を負う、と判示したのち、キューバ国有化措置が国際法に違反するかについて判断した。

裁判所は、合衆国国務省がキューバ政府にあてた覚書で国有化は国際法違反であると宣言されたが、これとは関係なく司法府はおなじ結論にたつするとのべて、第一に、C.A.V.の財産の収用はキューバの安全、防衛または社会福祉の目的のためではなく、合衆国の砂糖輸入割当の削減に対する報復手段であること、第二に、これは合衆国の国民を他の国の国民と差別するものであること、第三に、収用した財産に対する十分な補償が定められていないことを指摘した。補償の方法について法律第八五一号は、代償として三〇年満期の国債をあたえることを定めるが、その利息支払いの条件および償還の不確定性は、国債の市場価値を無にするものであり、かつ、収用した財産の価格は、キューバ政府による一方的な査定によって決定されることになっていたから、国際法の要件である十分な補償とはならないと判断した。

### (三) 合衆国控訴裁判所(第二巡回区)

原告は、合衆国控訴裁判所に控訴した。控訴裁判所(Judge Waterman)は、キューバの収用命令は、十分な補償をとまわらない、報復目的をもった、合衆国国民に対する差別的なものであるという理由で国際法違反であると認定して、第一審判決を支持し、控訴を棄却した。<sup>(11)</sup>

控訴裁判所は、控訴人が援用する国家行為理論について、まず、「この理論は、アメリカの裁判所が適用した抵触法原則の一つである。それは、それ自体、国際法の原則ではない」ことを指摘し、最高裁判所の一八〇八年 *Hudson v. Guestier* 事件<sup>(12)</sup>、一八九七年 *Underhill v. Hernandez* 事件<sup>(13)</sup>をはじめとする先例を引用したのち、「この理論の基礎となる政策および法理はつぎのものであらうとのべた。

「この裁判所の自製の法理の基礎となる政策および理論は、つぎのものとおもわれる。わが国と外国との関係におけるわが政府の行政部および立法部とのあいだの衝突またはこれに対する妨害を回避する司法部の要求’ *Waltsohn v. Russian Socialist Federated Soviet Republic*, 234 N. Y. 372, 133 N. E. 24 (1923). 参照’ 領土主権に関する実証主義的概念’ *American Banana Co. v. United Fruit Co.*, 213 U. S. 347, 29 S. Ct. 511, 53 L. Ed. 826 (1909)’ および’ 権原を不安定にする」ことについて国際通商を阻害する」とに對するおそれ’ *Banco de Espana v. Federal Reserve Bank*, 114 F. 2d 438 (2 Cir. 1940). また、アメリカの裁判所が外国の命令制定をめぐる事情から疎遠であること、および、ほとんどの国内裁判所が外国の主権者がその領域内においてなした行為の有効性を裁判するに不適当な法廷であること、<sup>(14)</sup> があげられている。Reeves, *Act of State Doctrine and the Rule of Law—A Reply*, 54 Am. J. Int’l L. 141, 144-48 (1960); Falk, *supra* at 10. 参照’<sup>(15)</sup>

一説に’ *Zander, The Act of State Doctrine*, 53 Am. J. Int’l L. 826, 834 (1939); Falk, *supra* at 31-32. 参照。」

しかし、控訴裁判所は、「わが政府の行政部がアメリカの裁判所が外国の行為の適法性について審査することに反対しない意図を表明したときは、国家行為理論によって要求される裁判所の自制に對して例外がでてくる。これは、当巡回区においても認められている」として、この例外は本件にもあてはまるといふ。裁判所は、國務省の法律顧問 (Legal Advisor) と經濟問題担当國務次官 (Under Secretary of State for Economic Affairs) のレターを引用す

る。

一九六一年一月一八日付の國務省法律顧問の本件法廷助言者の代理人にあてたレターは、つぎのようにのべる。

「國務省は、*Bahia de Nipo* 事件やその他の事件において、キューバ国有化についてハーター長官 (Harter) がとった立場とむじゅんすることをしていない。これらの国有化が将来合衆国において効力をあたえられるべきか否かは、裁判所が決定すべきことである。*Sabatino* 事件および他の同様の事件が現在裁判所に係属しているので、この問題について國務省が論評することは、いまは不適切であらう。<sup>(16)</sup>」

一九六一年一月一四日の國務省經濟問題担当次官のレターは、つぎのようにのべる。

「國務長官が同意するわれわれの結論は、國務省は裁判所に係属中の事項について論評すべきではないということである。<sup>(17)</sup>」  
裁判所は、被控訴人の主張の第一、国有化令はキューバ国内法の要件を充足していないから無効であるという主張については、外国主権者の行為はその国の法律のもとで無効とすることができないとして、これを否認した。

第二の、キューバ国有化令はアメリカの公の政策に反するから、わが裁判所はこれを強行すべきではないという主張に対しては、まず、法廷地が外国で創設された権利を強行しないことを要求する法廷地の公の政策を定義する一九一八年の *Loucks v. Standard Oil Co.* 事件におけるカードーン判事 (Justice Cardozo) の意見を引用する。<sup>(18)</sup> そして、政府が収用した財産について正当な補償をうける権利は、アメリカの判例において確立され、合衆国憲法によっても保護されているから、十分な補償のない財産の収用は、法廷地の公の政策に反すると考えられる。しかし、公の政策は「ぎょしょにくい馬」であるという戒めがある。外国の主権者がその国に所在する財産についてなした収用に対し

て、なにか合衆国の政策であるかははっきりしない。また、本件において、公の政策によって判決することは、あきらかに国際的な問題を国家主義的、地域主義的に解決することになるとして、範囲のせまいもう一つの解決方法、すなわち国際法違反を理由とする国家行為理論の適用除外によるのが適切であると判断し、控訴人の砂糖に対する権原は国際法に違反するから無効であるという被控訴人の第三の主張を検討する。

裁判所は、法律第八五一号にもとづく国有化は十分な補償を定めていないと認定したのち、外国人が株主である国有化国の法人の財産を強制収用するにあたって適切な補償をあたえないことが国際法に違反するかの問題を提起する。そして、国際裁判所の多くの判決も、多くの著者も、国際法は「正当な補償」(Just compensation)を要求するといっているが、国際法はこれを要求しないと見る見解もあることを指摘して、この解決困難な問題に立ち入ることをさけて、争点をつぎのように限定した。

「一国が、一定の種類<sup>19</sup>の外国人の財産を差し押えるについて適切な補償を支払わないことは、これらの外国人の木国に対する報復であり、かつ、差押の結果がこれらの外国人だけに対する差別となるとき、国際法違反となるか。」

ついで、裁判所は、国有化直前における合衆国とカストロ政府との関係をみると、キューバ政府の措置が合衆国に対する報復を目的としてとられたことはあきらかである。合衆国が砂糖を購入する相手国を決定することは、理由のいかんをとわず、国際法違反でないことを指摘した。そして、キューバの措置の対象となった財産の所有者である外国人の本国に対する報復は、差別をする合理的な根拠とならないし、また、アメリカ人が所有する砂糖会社とキューバ人が所有する砂糖会社との取扱いにも差別があったから、この措置は差別的であると認定した。裁判所は、キュー

バの収用命令は、適切な補償を定めなかつたばかりでなく、報復目的をもつものであり、かつ、合衆国市民を差別するものであるから、国際法に違反すると結論した。

(四) 合衆国最高裁判所

最高裁判所は、事件移送命令 (certiorari) をだしてこの事件を審理し、裁判官八対一の多数で、下級審判決をくつがえし、地方裁判所はキューバの国有化を承認すべきであると判示して、事件を地方裁判所へ差し戻した。<sup>(20)</sup>

ハーラン判事 (Justice Harlan) は、多数意見を代表して判決をくだした。まず、キューバが取得した権利を合衆国の裁判所で強行することができるかは国家行為理論に依存することを指摘して、この理論は、国家主権の属性とか国際法とかによって適用を強制されるのではない。この理論は、憲法によって支持されるもので、三権分立の制度における各部門のあいだの基本関係から生ずるものである。これは、国際法の分野において一定の種類の決定をおこなう政府機関の権限に關係する。この問題は、連邦法によって規制されると論ずる。最高裁判所は、つぎのように判示する。

「国家行為理論は、連邦および州の裁判所を拘束する裁判の原理であるが、その活力の維持は、対外關係に關する事項について司法府と行政府の適切な権限の分配を反映する能力に依存する。特定の国際法の分野に關して、法典化または協定の程度がたかいほど、裁判所はそれについて判断をくだすのが適切である。裁判所は、事實關係に、國家の利益または國際正義にむじゆんしない原則を確立する敏感な任務ではなく、合意された原理を適用することに集中からである。國際法のある側面が、他の側面よりも、國家の神經にすべくふれることはあきらかである。問題の意味がわが對外關係にとって重要でないほど、これを行政府に専屬させることの根拠はよわくなる。非難される國家行為を犯した政府が、Bernstein 事件のように、も

はや存在しない場合にも、関係要素の均衡を転換させることができる。わが国の政治的利益が、相当に変更されるからである。したがって、訴が、財産の没収が慣習国際法に違反すると主張されるものであっても、支配する法原則に關して、条約その他の明確な協定がない場合には、われわれは、この事件に弾力性のない、すべてを包摂するような原則を設定し、また再確認するよりも、訴提起のときに存在し、かつ、合衆国が承認する外国主権政府によって、その領域内でなされた財産の収用の効力を司法部は審査すべきでない<sup>(2)</sup>とだけ判決する。」

ついで、最高裁判所は、今日の国際法の問題のうち、外国人の財産を収用する国家の権限の問題ほど意見がわかれるものはないとして、公共の目的のためでない、差別的な、または迅速、適切かつ実効的な補償 (prompt, adequate and effective compensation) のない収用は国際法の違反であるとする国際裁判の判決や仲裁判断、政府の見解、学説もあるが、共産主義国は、外交をつうじて補償を支払うことがあっても、一般に補償義務を認めていないこと、また、あらたに独立した低開発国は、外国人に対する国家責任に關する原則が、これに同意しない国家を拘束するかを問題とし、また、伝統的な収用に關する原則は、帝国主義の利益を反映するもので、新興国については不適切であると主張することを指摘する。そして、国際法の基準についての意見の不一致は、資本輸入国と資本輸出国とのあいだや、生産手段の国家管理を支持する国と自由企業制度を固執する国とのあいだにおいて、根本的にちがうから、わが国の裁判所が、国際社会の種々の構成員の現実および理念上の目標に敏感にふれる分野について判決することは困難である」とく。

最高裁判所は、外国の国有化によって損害をうける自国民の救済について、行政府と司法部のどちらが効果的手段

をもつかを比較する。政府は、自国の請求権者を代表して、二国間もしくは多数国間の交渉により、または、国際連合への付託により、あるいは、経済的または政治的制裁によつて、ある程度の一般的救済を達成することができ。これに対して、権原を無効にする裁判所の判決は、問題の財産がわが国にもちこまれるという偶然の事情に依存するから、その時々インパクトしかもたないという。裁判所が、個々の事件について単発的に問題を処理することは、行政府の外交交渉をさまたげることにもなるという。そして、「このような裁判の危険は、國務省が、本件についておこなつたように、問題の行為が国際法に違反すると主張すると否とに關係なく存在する」とつづける。

さらに、裁判所は、被告人が主張するように、本件の国有化が国際法に違反するものであるとしても、裁判所がそのように判決することは、のちの裁判において線を引くことがより困難となり、ひいては、行政府の見解との対立をもたらすことになるという。裁判所は、この議論を、つぎのような言葉でむすぶ。

「この種の取用が、わが国とそれを構成する諸州の公の政策にいかん反するものであつても、われわれは、國家の利益と、國家間の法の支配を確立する目標への進歩とは、國家行為理論に、その適用分野において手をつけなくておくことによつて、もつともよく促進されると結論する。」<sup>(22)</sup>

これに対して、ホワイト判事 (Justice White) は、國家行為理論は、外國の國家行為が国際法に違反する場合には適用すべきでない。この理論の適用は、國務省がとくに適用を要求した事件に限定すべきであるという立場から、反對意見をのべた。<sup>(23)</sup>

ホワイト判事は、まず、國家行為理論を適用した先例は、外國の國家行為が国際法に違反する場合にも合衆国にお

いてこれを強行し、または承認しなければならぬという主張を支持しない。これらの事件は、外国が自国の領域内の人または財産に対してなした国家行為が法廷地の公の政策に反するという理由でわが裁判所においてその効力を否認してはならないとする。また、ある事件では、外国の法律をあつかう場合に、注意ぶかい、自制の態度をしめしているが、これらの事件では、国際法違反がなかった。また、違反が主張されても、事実関係および当時の国際法原則にかんがみ、実質的でなかったことを指摘する。

ついで、ホワイト判事は、国家行為理論は、「国際法の原則ではないが、当裁判所が形成した自制の理論(doctine of restraint)は、健全な政策的諸理由に根ざすものであって、これらについて、われわれは、国家行為理論を国際法のもとで認定される不法行為に適用するよう拡張すべきかを決定しなければならない」とのべたのち、国家行為理論の抵触法における地位について、つぎのように判示した。

「なにが国家行為を構成するかについてどういわれても、わが判決は、この不審査の理論は、通常、合衆国が承認する政府の領域内に所在する有体財産に影響をおよぼす外国法に適用されることをあきらかにする。(判例引用) 裁判所が形成した不審査の理論は、通常、国家は、その領土主権内にある財産の権原に適用される規則を制定する管轄権を有するという原則(判例引用)、すなわち、ほとんどすべての国が採用する所在地法は財産の権原を支配する法であるという抵触法原則に反映される原則のコロラリーである。この抵触法原則は、それだけで、当裁判所が判決した国家行為事件のほとんどを支配するに十分であった。これらの原則は、いずれも、国際私法と国際公法の試金石とされてきた基本原理である、国際法の領土主権の優位というふかく根ざした基本原理にもとづくものである。……当裁判所の過去の判例によって形成されたわが国家行為理論は、領域概念をもう一步すすめたものである。これは、法廷地の公の政策に反するという通常の抵触法上の理由にもとづいて外国法

の有効性を争うことを排除する。外国の行為が内国の公の政策に違反するという異議に対して、外国法は、所在地法が支持する場合に、アメリカの裁判所においての裁判の原則を定めるといわれてきた。(判例引用)<sup>(24)</sup>

ホワイイト判事は、多数意見とおなじく、国家行為理論の背後にある政策的考慮をあげ、これらの考慮は相対的であつて、個々の事件によつてそのつよさがことなるといふ。また、アメリカの裁判所は、法廷地の抵触法原則のもとに適用される多くの外国法について、これらの法律が行為国にとつてあきらかに政治的および社会的に重要であるにもかかわらず、法廷地の政策と相いれない場合に、それを承認し、またはそれに効力をあたえることを拒絶してきたことを指摘する。

さらに判事は、「わが裁判所は、準拠法にしたがつて紛争の本案について判決する義務を負う。そして、アメリカの裁判所が適用する義務を負う法の一部に国際法がある」として、本件に国際法を適用すべきことを主張する。「伝統的な領土主権の概念にもとづいた不審査の理由は、外国の国家行為が国際法の違反であることが立証されたときは、その力の多くをうしなう」とのべる。領土主権その他の主権は、国際法にしたがつて行使しなければならない。国家は、その管轄内にある財産に作用する自国の法律の効力が他の国家の地域的公の政策によつて左右されないことを期待できるが、すべて国家の行動を支配する原則を無視してはならないとのべる。問題の国家行為が国際社会の規範に違反するかの問題の審査を拒絶することは、この規範の存在しないし目的を否定することになり、かつ、国家間の関係を規律する国際法と相反することになるからであると論ずる。

ホワイイト判事は、最後に、国家行為理論と国家の対外関係にふれる事項についての行政府の権限に言及する。「国

家行為理論は、合衆国の対外関係を処理する行政府の権限の必然的コロラリであつて、この理論に対する例外は、明白な国際法違反に限定するものであつても、行政府の憲法上の責任を遂行することを妨害する」という主張に対して、合衆国の対外関係を処理する政治的事項が行政府の排他的権限に属することを認めたのち、國務省が適法になしうるのは外国の国家行為の不審査を要求することだけであるという。そして、「行政府が、みずからの理由によつて、紛争の決定的な争点について判決することをさしひかえるよう要求したという理由だけのために、裁判所が、ほんらい適用する義務を負う国際法の原則のもとに外国法の審査を拒絶する場合には、私の見解では、行政府は、事件を法の範疇から政治の範疇に移転したのであつて、裁判所は事件の審理をとどめなければならぬ」という。

結論として、ホワイト判事は、本件における行政府の立場は、全面的にあきらかではない。私の見解では、本件の争点の審理をすすめることを停止して、國務省にその見解をあきらかにする時間的余裕をあたえるべきである。国際法にもとづいてキューバ法の有効性を審理するについて特別の異議がなければ、本件を本案について審理すべきであるとのべた。

(5) William R. Grove, Jr., *International Law, Conflict Law and Sabbatino*, 19 U. Miami L. Q. 216, 219-20 (1964).

(6) イラン石油国有化に関するわが国の判例もそうである。東京地方裁判所昭和二八年五月二七日判決、アングロ・イラニア石油株式会社対出光興産株式会社、有体動産仮処分事件、下級民集四卷七五五。東京高等裁判所昭和二八年九月一日判決、アングロ・イラニア石油株式会社対出光興産株式会社、有体動産仮処分申請控訴事件、下級民集四卷一二六九。

(7) Brief for Petitioner Banco Nacional de Cuba, dated August 29, 1963, Appendix 61-71, 2 Int'l Legal Materials

1156-58 (1963).

- (∞) 193 F. Supp. 375 (S. D. N. Y. 1961). 斷案' 55 Am. J. Int'l L. 741 (1961). 註案' Lawrence R. Bishop, *International Law—Sovereignty—Judicial Examination of Foreign Act of State under International Law*, 60 Mich. L. Rev. 231-35 (1961); Mito G. Coerper, *The Act of State Doctrine in the Light of the Sabbatino Case*, 56 Am. J. Int'l L. 143-48 (1962); Richard A. Falk, *Toward a Theory of the Participation of Domestic Courts in the International Legal Order: A Critique of Banco Nacional de Cuba v. Sabbatino*, 16 Rutgers L. Rev. 134-75 (1961); Barbara M. Lichter, *International Law—Expropriation—Domestic Court rejects Act of State Doctrine and holds Cuban Nationalization Decree Ineffective to Pass Title*, 23 U. Pitt. L. Rev. 816-19 (1962); David M. Lightner, *International Law: the Examination of Foreign Expropriation Decrees under International Law—Banco Nacional de Cuba v. Sabbatino* (S. D. N. Y. 1961), 49 Calif. L. Rev. 797-87 (1961); Walker Miller, *International Law—Retaliatory Measure of Nationalizing American-Controlled Corporation Invalid as a Violation of International Law*, 34 Rocky Mt. L. Rev. 563-68 (1962); Paul O. Nobert, *International Law—"Act of State" Doctrine Not Applicable where Foreign Act Violates International Law*, 13 Syracuse L. Rev. 165-68 (1961); Richard E. Skousen, *International Law: A Qualification of the Act of State Doctrine*, 4 Ariz. L. Rev. 79-87 (1962); Sam T. Swansen, *International Law—Cuban Nationalization Decree held in Violation of International Law*, 1962 Wis. L. Rev. 366-92; Robert J. Sylvia, *Foreign Corporations—Nationalization—Act of State Doctrine and Executive Action—Banco Nacional de Cuba v. Sabbatino*, 3 B. C. Ind. & Com. L. Rev. 232-85 (1962); Allan R. Tessler, *International Law: Conflict of Laws: The Act of State Doctrine: Banco Nacional de Cuba v. Sabbatino*, 193 F. Supp. 375 (S. D. N. Y. 1961), 47 Cornell

L. Q. 659-70 (1962) ; Note, The Act of State Doctrine—Its Relation to Private and Public International Law, 62 Colum. L. Rev. 1279-312 (1962) ; Note, The Act of State Doctrine—A New Look, 11 De Paul L. Rev. 76-97 (1962) ; Note, International Law—Limitation of the “Act of State” Doctrine—Cuban Expropriation of American-Owned Property Held Violative of International Law, 30 Fordham L. Rev. 523-30 (1962) ; Note, The Castro Government in American Courts : Sovereign Immunity and the Act of State Doctrine, 75 Harv. L. Rev. 1607-21 (1962) ; Note, International Law—Act of State Doctrine—Judicial Review of Nationalization Decree by Foreign Forum, 47 Iowa L. Rev. 765-74 (1962) ; Note, International Law—Review by American Courts of the Validity of Foreign Nationalization Decrees—Release of Restraint by the Executive, 8 N. Y. L. F. 149-54 (1962) ; Note, Cuban Nationalization Decree Reviewed under International Law, 37 N. Y. U. L. Rev. 155-62 (1962) ; Note, International Law—Foreign Decree May Be Examined under International Law, 36 St. John's L. Rev. 159-64 (1961) ; Note, Enforcement Denied to Cuban Notionalization which Violated International Law, 14 Stan. L. Rev. 172-82 (1961) ; Note, Expropriation—Cuban Expropriation held Invalid under International Law and Unenforceable by Assignee of Cuba in United States Court, 110 U. Pa. L. Rev. 122-23 (1961) ; Note, International Law—District Court Directed Not to Give Effect to Cuban Decrees If Confiscatory or Violative of Fundamental Concepts of Justice, 111 U. Pa. L. Rev. 842-46 (1963) ; 川又良也「キョーシム國有化令の効力に関するマヌリカ判決のうらぶ——国家行為理論への反省——」田岡、田畑編・外国資産國有化と國際法 一七〇—一八〇（一九六四）。

合衆國地方裁判所の判決は、外國の國有化が國際法を違反するかを審査する意思をしめす外國の判例として、そのものを採りかかむ。193 F. Supp. 375, 380. “Anglo-Iranian Oil Co., Ltd. v. Jaffrate (The Rose Mary)”, Supreme Court

of Aden, (1953) 1 Weekly Law Reports 246; In re Fried Krupp A. G. [1917] 2 Ch. 188; Republic of Peru v. Dreyfus Brothers & Co., (1888) 38 Ch. D. 348; Wolf v. Oxholm, (1817) 6 M. & S. 92, 105 Eng. Rep. 1177; Czechoslovak Confiscatory Decree Case, (American Zone) Court of Appeals of Nuremberg, Germany, 1949, 1949 Ann. Dig. 19 (No. 10); Confiscation of Property of Sudeten Germans Case, Germany, Amtsgericht of Dingolfing (1948), 1948 Ann. Dig. 24 (No. 12); Anglo-Iranian Oil Co., Ltd. v. S. U. P. O. R. Co., Italy, Civil Court of Rome (1954), 1965 Int'l L. Rep. 23; Anglo-Iranian Oil Co. v. Idemitsu Kosan Kabushiki Kaisha, High Court of Tokyo, Japan, 1953 Int'l L. Rep. 305; Domke, Indonesian Nationalization Measures Before Foreign Courts, 54 Ann. J. Int'l L. 305 (1960) (discussion of Dutch court decision); but see Anglo-Iranian Oil Co., Ltd. v. S. U. P. O. R. Co., Italy, Court of Venice (1953), 1955 Int'l L. Rep. 19; Domke, op. cit. supra, (discussion of two German judicial decisions on Indonesian nationalization decree)."

(6) 43 Department of State Bull. 171 (1960). 邦の親の裁判のキチ一々國庫に歸屬する國庫に對する權利は國家に歸屬する  
邦の親の裁判のキチ一々國庫に歸屬する國庫に對する權利は國家に歸屬する

(7) 193 F. Supp. 375, 381.

(11) 307 F. 2d 845 (2d Cir. 1962), 1 Int'l Legal Materials 1 (1962), 56 Am. J. Int'l L. 1085 (1962). 薩摩' Hans W. Baade, The Legal Effect of Cuban Expropriations in the United States, 1963 Duke L. J. 290-303; Frank G. Dawson and Burns H. Weston, Banco Nacional de Cuba v. Sabbatino: New Wine in Old Bottles, 31 U. Chi. L. Rev. 80-102 (1963); Falk, The Case of Banco Nacional de Cuba v. Sabbatino Before the Supreme Court of the United States, 9 How. L. J. 116-34 (1963); David R. Guilmore, Banco Nacional de Cuba v. Sabbatino: The Immunity

- of Foreign Acts of State, 9 McGill L. J. 358-78 (1963); Richard B. Lillich, A Pyrrhic Victory at Foley Square: The Second Circuit and Sabbatino, 8 Vill. L. Rev. 155-76 (1963); John R. Stevenson, The Sabbatino Case—Three Steps Forward and Two Steps Back, 57 Am. J. Int'l L. 97-99 (1963); Note, The Act of State Doctrine—Its Relation to Private and Public International Law, 62 Colum. L. Rev. 1278-1312 (1962).
- (21) 8 U. S. (4 Cranch) 293 (1808).
- (22) 168 U. S. 250, 18 S. Ct. 83, 42 L. Ed. 456 (1897).
- (23) Falk, Toward a Theory of the Participation of Domestic Courts in the International Legal Order: A Critique of Banco Nacional de Cuba v. Sabbatino, 16 Rutgers L. Rev. 1 (1961).
- (24) 307 F. 2d 845, 857.
- (25) 307 F. 2d 845, 858.
- (26) 307 F. 2d 845, 858.
- (27) 224 N. Y. 99, 120 N. E. 198 (1918).
- (28) 307 F. 2d 845, 864.
- (29) 註釋<sup>7</sup> William J. Bogard, Sabbatino Case, 63 Mich. L. Rev. 528-42 (1965); Martin Domke, Act of State: Sabbatino in the Courts and in Congress, 3 Colum. J. Transnat'l L. 99-103 (1965); Falk, The Complexity of Sabbatino, 58 Am. J. Int'l L. 935-51 (1964); Falk, The Aftermath of Sabbatino (1965); Victor C. Folsom, The Sabbatino Case: Rule of Law or Rule of 'No Law'?, 51 A. B. A. J. 725-31 (1965); Wolfgang Friedmann, National Courts and the International Legal Order: Projections on the Implications of the Sabbatino Case, 34 Geo. Wash.

L. Rev. 443-55 (1964) ; Friedmann, Act of State : Sabbatino in the Courts and in Congress, 3 Colum. J. Transnat'l L. 103-07 (1965) ; L. F. E. Goldie, The Sabbatino Case : International Law versus the Act of State, 12 U. C. L. A. L. Rev. 107-63 (1964) ; William R. Grove, Jr., International Law, Conflict Law and Sabbatino, 19 Miami L. Rev. 216-50 (1964) ; Louis Henkin, The Foreign Affairs Power of the Federal Courts : Sabbatino, 64 Colum. L. Rev. 805-32 (1964) ; Henkin, Act of State : Sabbatino in the Courts and in Congress, 3 Colum. J. Transnat'l L. 107-15 (1965) ; S. Jennings, The Sabbatino Controversy, 20 Record of N. Y. C. B. A. 81-85 (1965) ; Howard S. Levie, Sequel to Sabbatino ?, 59 Am. J. Int'l L. 366-70 (1965) ; F. A. Mann, The Legal Consequences of Sabbatino, 51 Va. L. Rev. 604-27 (1965) ; Stanley D. Metzger, Act-of-State Doctrine Refined : The Sabbatino Case, 1964 Sup. Ct. Rev. 223-47 ; Eugene F. Mooney, Foreign Seizures : Sabbatino and the Act of State Doctrine (1967) ; Roland A. Paul, The Act of State Doctrine : Revived but Suspended, 113 U. Penn. L. Rev. 91-113 (1965) ; William H. Reeves, The Sabbatino Case : The Supreme Court of the United States Rejects a Proposed New Theory of Sovereign Relations and Restores the Act of State Doctrine, 32 Fordham L. Rev. 631-80 (1964) ; Reeves, The Act of State -Foreign Decisions Cited in the Sabbatino Case : A Rebuttal and Memorandum of Law, 33 Fordham L. Rev. 599-670 (1965) ; Reeves, The Sabbatino Case and the Sabbatino Amendment : Comedy — Or Tragedy — Or Errors, 20 Vand. L. Rev. 429-563 (1967) ; K. R. Simmonds, The Sabbatino Case and the Act of State Doctrine, 14 Int'l Comp. L. Q. 452-92 (1965) ; John R. Stevenson, The State Department and Sabbatino—E'v'n Victors are by Victories Undone, 58 Am. J. Int'l L. 707-11 (1964) ; Lyman M. Tonbel, Jr., ed., The Aftermath of Sabbatino (1965) ; Quincy Wright, Reflections on the Sabbatino Case, 59 Am. J. Int'l L. 304-15 (1965) ; Note, The Act of State Doctrine

after *Sabbatino*, 63 Mich. L. Rev. 528-49 (1965). 土井「キューバ国有化の効力の承認——国家行為理論と国際私法」一九六六 アメリカ法三五六一九、土井、国際取引法判例研究 一九二一六（一九六七）、松井芳郎「判例研究『サバチーノ事件』」国際法外交雑誌六七卷一八二—二〇六（一九六八）。

(21) 376 U. S. 398, 427-28.

(22) 376 U. S. 398, 435.

(23) 376 U. S. 398, 439-72.

(24) 376 U. S. 398, 445-46.

## 2 国家行為理論と抵触法

国家行為理論は、これまで多くの著者によって議論され、批判されてきた<sup>(25)</sup>。

*Sabbatino* 事件判決において、最高裁判所は、国家行為理論は一六七四年のイギリスの判例 *Blad v. Bamfield* 事件<sup>(26)</sup>にさかのぼるといっている。合衆国でこの理論が認められるようになったのは、一八世紀末から一九世紀初頭にかけてである。この原則を近代的な形で確立したのは、一八九七年の *Underhill v. Hernandez* 事件における最高裁判所判決<sup>(28)</sup>である。

一八九二年のはじめ、ヴェネズエラに革命がおこった。被告 *Hernandez* は、革命政府軍の司令官として、ポリアル市を占領した。一八九二年一月二三日、合衆国は、革命政権をヴェネズエラの正統政府として承認した。原告合衆国市民 *George F. Underhill* は、当時、政府との契約によってポリアル市の水道建設に従事していた。

Hernandez 將軍が市を占領したのも、Underhill は Hernandez に、市をはなれるため旅券発行を申請した。Underhill は、最初旅券の発行を拒絶されたが、一〇月一八日ついに発行をうけてヴェネズエラを出国した。Underhill は、帰国後、Hernandez に対し、旅券の発行を拒絶されているあいだ自分の家に拘束されたこと、および、Hernandez の軍隊によって暴行および侮辱をうけたことによる損害の賠償を請求して、合衆国の巡回裁判所 (Circuit Court E. D. N. Y.) に訴を提起した。裁判所は、「被告の行為は、戦争を遂行するため、事実上の政府を代表してなした軍司令官としての行為であるから、被告はそれに対して民事上の責任を負わない」という理由で、請求を棄却した。控訴裁判所は、「被告の行為はヴェネズエラ政府の行為である。したがって、他国の裁判所の裁判に服すべきでない」という理由で、控訴を棄却した。<sup>(29)</sup>

最高裁判所 (Chief Justice Fuller) は、事件移送命令によってこれを審査し、つぎのように判示して、下級審判決を支持した。

「すべての主権国家は、他の主権国家の独立を尊重する義務を負う。一国の裁判所は、他の国の政府がその領域内でおこなった行為について裁判すべきではない。このような行為を理由とする訴に対する救済は、主権国家相互間においてもあつることのできる手段によつてえなければならぬ。」<sup>(30)</sup>

この理論は、一九〇九年の American Banana Co. v. United Fruit Co. 事件<sup>(31)</sup>、一九一八年の Oetjen v. Central Leather Co. 事件<sup>(32)</sup>および Ricard v. American Metal Co. 事件<sup>(33)</sup>によつて再確認された。一九一八年から第二次世界

大戦までの判例は多くない。この間の事件の大部分は、ロシア共産政府による没収に関する<sup>(34)</sup>。国家行為理論の適用に關してもっとも大量に訴訟がおこったのは、一九五九年のカストロ革命のあとである。Sabbatino 事件判決は、キューバ国有化によってもたらされる権利義務の変動に決定的な判断をあたえるものとして、非常に重要視されることになった。Sabbatino 事件において、最高裁判所は、三五の係属中の事件がこの判決をまっぴがっているのとべている。

国家行為理論は、抵触法と国際公法とがであう接点の一つである。国家行為理論は、国際法上の義務として適用を要求されるものではない。「国家行為は、合衆国および州の通常の抵触法原則を修正する特別の原則である」といわれている。<sup>(35)</sup>これは国際法の原則ではないから、諸国の裁判所は、なんらかの理由によって、この理論の適用を排除することができる。国家行為理論はいかなる性質の抵触法原則であるか、その適用範囲はどのように限定されるかを検討しよう。

Oefjen 事件において、最高裁判所は、国家行為理論は「国際礼讓 (international comity) の最高の考慮」にもとづく<sup>(36)</sup>とべている。最高裁判所は、それ以前に、Hilton v. Guyot 事件において、法律上「礼讓」とは、「一方において絶対的義務でなく、また、他方においてたんなる礼儀や好意でもない」といっている。<sup>(37)</sup>国家行為理論は国際礼讓にもとづくというとき、この理論の適用は国際法によって要求されると解しやすいが、これは否定しなければならぬ。Hilton 事件に関連して、「礼讓」の概念はたんに法廷地の抵触法原則をのべたにすぎない<sup>(38)</sup>という論評もある。

国家行為理論を適用した合衆国の判例は、Sabbatino 事件判決をふくめて、上記の Underhill v. Hernandez 事件のフラー長官の言葉をしばしば引用するが、Sabbatino 事件第一審および第二審判決、ならびに最高裁判所の多数意

見およびホワイト判事の反対意見においてあきらかにされているように、この原則を、国際法が適用を要求する原則としてではなく、抵触法原則としてあつかってきた。

このことは、アメリカ法律協会 (American Law Institute) の合衆国対外関係法リステイメントにおいてあきらかにされる。<sup>(39)</sup> 第四一条において、国家行為理論は、つぎのようにリステイトされている。

「第四一条 外国の行為——一般原則

制定法または第四二条および第四三条が別段の定めをする場合をのぞいて、第一九条に定める原則のもとで、合衆国にある個人に対して、または、そこに所在する物もしくはそこに存在するその他の利益に関して主張される請求権を決定する管轄権を有する合衆国の裁判所は、外国の行為であつて、それによってその国家がその公の利益を実現するために管轄権を行使したものの有効性を審理することをさしひかえる。」

ここに引用される第四二条は、承認されていない政府の行為に対する第四一条の適用除外、第四三条は、外国のその領域外にある利益に影響をおよぼす行為に対する第四一条の適用除外を定める。第一九条は、国家は、その領域内において、人に対して、またはそこに所在する物もしくはそこに存在するその他の利益に関して主張される請求権について実体的判決またはその他の決定をなすにあつて適用する抵触法原則を定める管轄権を有すると規定する。

コメント a は、「第九条に示めたように、国際法は、一般に、国家に他の国家の法に効力をあたえることを要求しない。諸国の法および慣行は、『国家行為理論』をこの一般原則の例外として設定していない」とのべて、国家行為理論が国際法の原則でないことをあきらかにしている。また、リステイメントは、第四一条がかかげられる第三章

「管轄権の抵触の解決と回避」、トピック一「規制および強行する管轄権の競合の存在から生ずる抵触」、タイトルc「外国の行為——合衆国の法」の序言a「国家行為理論の性質」において、国家行為理論は国際法の原則ではなく、合衆国の国内法の一部であるが、対外関係に重要なかわりをもつため、このリステイトメントにいられたとべている。国家行為理論と国際法との関係について、つぎに問題となるのは、問題とされる外国の国家行為が国際法に違反する場合にも、国家行為理論によって当該外国の行為の効力を法廷地において承認しなければならぬかである。合衆国の判例でこれについてはじめて判断したのは、Sabbatino 事件判決である。

Sabbatino 事件において、下級審裁判所は、外国の国家行為が国際法に違反すると主張される場合には、国家行為理論は適用されないと判決した。しかし、最高裁判所は、これをくつがえして、外国の国家行為は、国際法に違反する場合にも、裁判所はその有効性を審査すべきではないと判示した。しかし、この判決は、即座に立法によって修正されることになる。

対外関係法リステイトメントのコメントbは、国際法に違反する国家行為に対するこの理論の適用について、つぎのようにのべている。——一九六五年の対外援助法の修正以前においては、国家行為理論は、外国の収用が一般国際法に違反すると主張されるものであっても、裁判所がこれを審査することを排除した。国有化によって外国人の財産が没収されたときは、通常、その外国人の本国政府が、外交活動によって、個々の事件について補償をもとめたり、類似の請求権をまとめて補償を請求したりする。その場合に、裁判所は、外交交渉にあたる政府を妨害するような行為をするのをさしひかえなければならない。国有化が国際法に違反すると裁判所が判決することは、当該国有化国の

利益に反するから、行政府がおこなう外交交渉に干渉することになる。国有化は国際法上合法であると判決すると、裁判所は自国の政府を妨害することになる。Sabbatino 事件の最高裁判所は、このような考慮は、国際法をふくめた準拠法にしたがって当事者の権利関係について判決をくだす義務にまさると結論した。376 U. S. 436-47. 裁判所は、とくに、外国人の財産を収用する国家の権限についての国際法上の制限に関して、諸国のあいだに見解の相違があることに注目した。裁判所は、明示をもって、その判決を国際協定によって規制されない財産の収用に限定した。

国家行為理論の通常の抵触規定とちがうもっとも大きい特色は、対外関係における行政府の行動を妨害しないという裁判所の自制の法理であることである。したがって、行政府が、裁判所が関与してもさしつかえないという積極的な意思を表明した場合には、裁判所は自制をする必要がなくなる。合衆国控訴裁判所(第二巡回区)は、二つの Bernstein 事件において、国家行為理論は、行政府が裁判所による外国の国家行為の有効性の審査に異議をとめないという見解をはっきり表明した場合には、適用されないと判決した。<sup>(4)</sup>

リステイトメントのコメントcは、国家行為理論の背後にある考慮について、つぎのように説明する。——直接の法律効果からいえば、国家行為理論は、外国法の選択を支持したり、外国判決に既判事項(res judicata)の原則を適用したり、外国の法律または判決に十分な信頼と信用をあたえたり、便利でない法廷地(forum non conveniens)を根拠として訴を却下したりする抵触法の諸原則とにている。しかし、裁判所が国家行為理論を適用するときは、裁判所は、問題の行為に反映される当該外国の公の利益を無視することの自国と当該外国とのあいだの関係を対する効果を考量することを要求する事情にもとづいて、そうするのである。国家行為事件をありふれた抵触法判決事件と区別

するのは、この要素である。他の国の機関が自国の領域内における人または財産の法律関係に影響をおよぼす行為をその国家の公の利益のためにすることを明瞭にしめす方法でなすときは、国家行為理論は、制定法に定める場合をのぞいて、合衆国の裁判所がこの行為を審査することを排除する。この理論の背後にある政策は、裁判所は、政府の対外関係における行動を妨害するような行動をさしひかえなければならないということである。これらの考慮は、国家行為にもとづいて権利を主張する当該外国が訴を提起する場合にも、他の当事者が訴を提起する場合にも、適用される。

コメント h は、政府が裁判所による外国の国家行為の審査について異議を有しないことをあきらかにした場合に国家行為理論が適用されないという原則について、つぎのように解説する。——国家行為理論のうらにある考慮は、政府が、外国の国家行為の審査がその対外関係の処理に害をおよぼさないと考える旨をあきらかにした場合に、適用されない。裁判所が、外国の国家行為を否認することが対外政策を妨害しないという確証をえたとき、また、この確証が対外関係の処理について責任を負う政府部門からもちだされたとき、裁判所が本案について審理することをさしひかえる理由はなくなる。裁判所は、外国の国家行為の有効性を審理するか、また、この審理のためいかなる法が適用されるかを決定するについて、他の準拠法に依拠すべきである。

国家行為理論のこのような性質から、これは連邦法であるといわれている。リステイトメントのコメント k は、Sabbatino 事件において、最高裁判所が、国家行為理論の適用は連邦の問題であって、州の法律によって解決すべき問題ではないと判示したことに言及する。

国家行為理論は、主権免除 (sovereign immunity) の理論と区別しなければならぬ。主権免除は、国際法のもとで国家は平等である。「同等の者は、同等の者に対し、命令権を有しない」 (par in parem non habet imperium) という原則からでてくるもので、いかなる国家も他の国家の裁判管轄に服しないことを意味する。Underhill v. Hernandez 事件において、被告は、妨訴抗弁として、主権免除理論を援用し、合衆国の裁判管轄権に服しないと主張することができた。このような主張がなされると、裁判所は訴を却下しなければならない。国家行為理論を適用する余地はなくなる。あるい合衆国の最高裁判所の判例に、ナポレオン皇帝が徴発した船舶に対する海事訴訟 The Schooner Exchange v. McFaddon 事件<sup>(41)</sup>がある。

リステイトメントの Comment e は、主権免除理論との区別について、つぎのように説明する。——「主権免除」とよばれる外国の免除は、その国家に対し、他の国の裁判所において訴が提起された場合に、被告となった国家が抗弁として主張するものである。この抗弁は、請求の原因となった行為の審査をふくめて、請求の本案について審理することをさまたげる。国家に対する、または国家が所有する物に対する訴を外国の免除を理由として却下するときは、裁判所は、被告国家に対する請求権を生ぜしめた行為が国家行為であつて、国家行為理論によつてこれを審査することができないという理由で、訴を棄却する必要はない。両方の理由が、ともに存在することもある。裁判所は、両方の理由によつて、請求の本案について審理することを拒絶することができる。国家行為にもとづく請求が、国家行為によつて権利を取得した、免除の抗弁を主張できない者に対して、または、その者が占有する物に対して提起された場合には、被告が援用できるのは、国家行為理論だけである。

国家行為理論の適用範囲についてまず問題となるのは、いかなる外国の「国家行為」がこの理論の適用の対象となるかである。国家行為には主権国家の行政府、司法府、立法府のすべての行為がふくまれるが、国家行為理論が適用されるのは、通常の抵触法原則の適用の対象となる、ほんらい私的性質の利益に関する国家行為と区別した、国家が国家としての政策上の利益を有する国家行為である。

リステイトメントのコメントdは、つぎのように説明する。——「国家行為」の語は、一国の国家としての公の利益（public interests）が関係する場合に使用される。このような公の利益は、その国の領域内で生ずる紛争または請求権について判決する手段を供するその国の利益と区別される。ある行為が国家行為であるかを決定するにあたってはその行為を行政、司法または立法のどの政府部門ないし機関がなしたかは、その行為の性質ほど重要ではない。裁判所の判決も、国家行為といえよう。しかし、これは、通常、民間訴訟当事者の利益に関するという理由で、または、裁判は国家がその公の利益を实效あらしめるために管轄権を行使する通常の方法ではないという理由で、国家行為とはいわれない。「国家行為」とされる典型的な国家の行為は、国家が自国の領域内にある財産を収用することである。国家行為理論の適用の要件として、つぎに、問題の外国の国家行為は法廷地国の政府が事実上または法律上承認した政府または国家の行為でなければならないという要件がある。リステイトメント第四二条は、この原則をつぎのようリステイトする。

「第四二条 承認されない政権の行為

第四一条にのべた原則は、つぎの政権による行為の場合には適用されない。

(a) 裁判所が当該行為の有効性を審査するかを決定する時において、合衆国によって行為国の政府として承認されていない政権、または、

(b) この決定の時に承認されているが、行為の時に承認されていない政権であって、この原則の適用が、第一一四条にのべる承認の効果に関する原則と相いれないとき。」

承認の効果に関する第一一四条は、「合衆国の法のもとで、合衆国が、団体を国家として、または国家の政権をその政府として承認したのちにおいては、合衆国は、承認行為に別段の指示がなされていないかぎり、第一〇〇条または第一〇一条に定める承認の要件を充足した時から、当該団体を国家として、または、当該政権をその政府としてあつかう。しかし、合衆国は、以前に承認した政府をつうじて当該国家が取得した権利もしくは債務、または、当該政府が創設した民間当事者の債務の効力を承認しない」と定める。

ソヴェト社会主義共和国連邦に併合されたバルト諸国の国有化令に関する一九五一年の *Latvian State Cargo & Passenger S. S. Line v. McGrath* 事件判決において、裁判所は、國務省が外国政府不承認の政策を明示した場合に、その命令には、国家行為理論が適用されないばかりでなく、法廷地の抵触法をつうじて当該外国の法律を適用することもさまたげられると判示している。<sup>(42)</sup>

第三に、国家行為理論が適用されるためには、問題の国家行為をなすについて、行為国が国際法上の管轄権をもっていなければならない。コメント i は、行為をなす国家が管轄権を有しない場合には、国家行為理論は適用されないことをあきらかにする。——適切に発達した法体系を有する諸国に共通の法原則のもとで、裁判所は、外国の判決また

はその他の外国法適用が、当該行為の基礎となる原則を定め、強行する管轄権なくしてなされたときは、これに効力をあたえない。管轄権の問題が争われるときは、裁判所は、国家行為理論によることなくこれを決定することができる。コメントiiは、つぎのような例をかかげる。B国に居住するA国の国民Xが、B国で砂糖を栽培する。B国は、命令をだして、適切な補償をあたえて、B国で栽培され、そこに所在し、B国の国民および居住者が所有するすべての砂糖を国有化する。B国は、この命令を、XがB国で栽培した砂糖で、すでに船積みをされ、合衆国に向けて出帆し公海にあるA国の船舶にあるものに適用しようとする。合衆国の裁判所でこの砂糖の所有権を争う訴が提起された場合、当該国有化令は、問題の砂糖については管轄権がないから、無効と判断されることになる。国家行為理論は、適用されない。

Sabbatino 事件で問題となったのは、国有化国キューバの領域内に所在した財産の収用の効力である。これとちがって、国有化国が外国にある自国民の財産を収用する場合には、国家行為理論の適用範囲の決定はさらに複雑となる。一般原則として、外国の国家行為が他の国にある財産についてはなされるときは、その行為が完全に遂行されていないかぎり、国家行為理論は適用されない。あとで引用するリステイトメント第四三条は、この場合について定める。

国家行為理論の適用については、まだ問題がある。Sabbatino 事件で被告が抗弁として主張したように、外国の国家行為は、その行為の法律のもとで適法でないという理由で、その有効性を否認することができるのである。Sabbatino 事件のように、国家行為理論のもとで、このような主張は認められない。<sup>(43)</sup>これも、国家行為理論の背後にある一般的考慮にもとづく。

リステイトメント、コメント f は、つぎのように解説する。——コメント c でのべた国家行為理論の背後にある一般的考慮は、外国の国家行為の効力がその外国の法律に違反するから無効であると主張される場合にもあてはまる。行為国の国家機関は、特定の行為がその国の法のもとで有効であるか否かを決定するについて、他の国の裁判所より有利な地位にある。また、他の国においてこれを再審査することは、行為国の制度を尊重しないものとみなされる。さらに、このような再審査を排除するため国家行為理論を適用することは、既判事項の法理と同様に、管轄権の問題に關しない準拠法の決定にのぞましい確定性をあたえる。

国家行為理論の抵觸法における地位は、法廷地の抵觸法によって指定される外国法の適用を排除するため援用される法廷地の公の政策 (public policy) ないし公序 (ordre public) の原則との關係を検討することによって、さらにはつきりさせられる。Sabbatino 事件において、問題の砂糖の所在地はキューバであったから、合衆国の裁判所は、所在地法の一部としてキューバの国有化令を適用して、砂糖の所有権がだれにあるかを決定しなければならなかった。<sup>(44)</sup> 被告は、もう一つの抗弁として、国有化令は法廷地の公の政策に違反するから無効であると主張したが、国家行為理論のもとで、この主張は認められなかった。

このように、国家行為理論は、所有権が争われる物の所在地法が行為をなした外国の法である場合に、この所在地法の適用を回避するため法廷地の公の政策を援用することをさまたげる。<sup>(45)</sup> 国家行為理論と公の政策とは、たがいに排斥する關係にあつて、前者が適用される場合には、通常の抵觸法の原則である公の政策の適用は排除される。リステイトメント、コメント g は、この關係を、つぎのように説明する。——抵觸法においては、法廷地の法選択規則のもの

とで準拠法として指定される外国の法が法廷地の公の政策に反するという理由で、その適用を排除することがある。しかし、外国の法が「国家行為」の形式をとる場合には、その行為の主権的性質と、この行為を無視することの合衆国の対外関係におよぼす効果とが、通常の抵触法事件に存在しない考慮事項となる。

外国の国有化令が、制定当時法廷地に所在していたその国民の財産を没収することを意図する場合は、事情はちがってくる。裁判所は、問題の国家行為が完全に遂行されていないときは、国有化令が法廷地の公の政策に反するとして、その適用を排除することができる。<sup>(46)</sup> リステイトメント第四三条(2)は、このことをあきらかにする。——合衆国に所在する、または存在するとみなされる財産またはその他の利益に効力をおよぼすことを意図する外国の一般的行為は、いつでも合衆国の裁判所によつて効力を付与することを拒絶されるとはかぎらない。裁判所は、審査したのち、合衆国の公の政策または法に反しないと認定するときは、これに効力を付与してきた。この場合、裁判所は、国家行為理論を適用しない。裁判所は、外国の行為の有効性を審査することを拒絶するのではない。反対に、当該行為の性質および合衆国の政策や法との調和を注意ぶかく検討するのである。

法廷地の公の政策に反する場合と同様に、外国法が刑罰または歳入法 (penal or revenue laws) である場合には、その適用は排除される。たとえば、外国で罰金刑を言い渡された者が合衆国にきたのち、当該外国がこの罰金を取り立てるため合衆国の裁判所に訴を提起する場合がそうである。また、ある者が物品の売買契約を締結して、外国の為替管理法に違反して、代金をその外国の国民である売主に支払い、その売主が受け取ったドルを自由市場で売却した場合において、当該外国の政府機関が買主に対して為替管理法違反によつてうけた損害の賠償を請求して合衆国の裁

判所に訴を提起した場合、裁判所は、国家行為理論によらないで、請求を棄却することができる。<sup>(47)</sup>

リステイトメント第四条コメント1は、外国の刑罰および財政法の強行を拒絶する政策との区別について、つぎのように説明する。——合衆国の対外関係法のもとで、合衆国の裁判所は、一般に、国際協定に規定される場合をのぞいて、外国の刑罰または歳入法に効力をあたえることをさしひかえる。この慣行は、国家行為理論の例外ではない。これは、政策として、または、国内法によって課せられた制限にしたがっておこなわれる。外国の刑罰または歳入法は、有効であっても効力をあたえられないから、その有効性を審査することはない。しかし、裁判所が、国際協定にしたがい、またはその他の理由によつてこのような法律に効力をあたえると、当該外国法が刑罰または歳入法であるという理由で国家行為理論の適用をさまたげられない。

- (25) たゞこれに、この文獻がある。 Association of the Bar of the City of New York, Committee on International Law, A Reconsideration of the Act of State Doctrine in United States Courts (1959) ; Domke, Indonesian Nationalization Measures before Foreign Courts, 54 Am. J. Int'l L. 305-23 (1960) ; Alexander P. Fakhri, Recognition of Foreign Laws by Municipal Courts, 12 Brit. Y. B. Int'l L. 95-106 (1981) ; William S. Holdsworth, The History of Acts of State in English Law, 41 Colum. L. Rev. 1313-31 (1941) ; James N. Hyde, The Act of State Doctrine and the Rule of Law, 53 Am. J. Int'l L. 635-38 (1959) ; E. Lauterpacht, Re Helbert Wagg : A Further Comment, 5 Int'l Comp. L. Q. 301-7(1956) ; H. Lauterpacht Public International Law—Foreign Legislation Enacted in Violation of International Law—Effect in England, 1954 Camb. L. J. 20-22 ; Jerome Lipper, Act of State and the Conflict of Laws, 53 N. Y.

U. L. Rev. 234-58 (1960); F. A. Mann, Sacrosanctity of Foreign Act of State, 59 L. Q. Rev. 42-57 (1943); Mann, International Delinquencies before Municipal Courts, 70 L. Q. Rev. 181-202 (1954); Metzger, The Act of State Doctrine and Foreign Relations, 23 U. Pitt. L. Rev. 881-92 (1962); Felice Morgenstern, Recognition and Enforcement of Foreign Legislative, Administrative and Judicial Acts which are Contrary to International Law, 4 Int'l L. Q. 326-44 (1951); John C. Peters, International Conflict of Laws—Title to Chattels—"Act of State" Doctrine, 58 Mich. L. Rev. 100-22 (1959); Edward D. Re, Judicial Developments in Sovereign Immunity and Foreign Confiscations, 1 N. Y. L. F. 160-205 (1955); Reeves, Act of State Doctrine and the Rule of Law—A Reply, 54 Am. J. Int'l L. 141-56 (1960); Erwin Spiro, Foreign Acts of State and the Conflict of Laws, 16 Int'l Comp. L. Q. 145-56 (1967); Michael Zander, The Act of State Doctrine, 53 Am. J. Int'l L. 826-52 (1959).

(29) 3 Swans, 604, 36 Eng. Rep. 992 (1674). この事件の原告キーンマーク人 Blad は「キーンマーク」の領アインランドの排他的漁業権をあたえられた。イギリス人が Blad の権利を侵害してアインランド沖で漁獲をしたとき「キーンマーク」政府は「これらイギリス人のアインランドにある財産を差し押えた。Blad は「イギリス人がイギリスの裁判所に訴を提起したとき」反対にイギリス人の訴訟の差止めを請求した。裁判所は「キーンマーク」国内法の有効性を審査することを拒絶した。国家行為理論を適用したその後の代表的なイギリスの判例では「この争いがあつた。A. M. Luther v. James Sagor & Co., [1921] 1 K. B. 456 (C. A.), [1919-1922] Ann. Dig. 47 (No. 26); Princess Poloy Olga v. Weisz, [1929] 1 K. B. 718 (C. A.), [1929-1930] Ann. Dig. 95 (No. 60).

(27) 376 U. S. 398, 416.

(28) 168 U. S. 250, 18 S. Ct. 83 (1897).

(28) 26 U. S. App. 573, 13 C. A. A. 51, 65 F. 577 (1895).

(29) 168 U. S. 250, 252.

(31) 213 U. S. 347, 29 S. Ct. 511, 53 L. Ed. 826 (1909). 原告アラバマ法人は、コロンビア合衆国の一部であったパナマのバナナ・プランテーションを買ひ、鉄道を建設しようとした。バナナ貿易の独占をはかる被告ニュージャージー法人は、バナナ知事にはたらきかけ、コロンビア政府にコスタ・リカにこの領地を管理させ、鉄道を敷設させるよう助言させた。被告の策謀により、コスタ・リカ軍が侵入し、プランテーションを差し押えた。原告は被告に対し、合衆国の反トラスト法違反を理由として、三倍の損害賠償を請求して、訴を提起した。最高裁判所は、被告の損害はコスタ・リカ政府の行為の直接の結果生じたものであると認定したのち、外国の国家による差押えについて他の国で訴を提起することはできない。被告がパナマやコスタ・リカでなしたことは、合衆国の反トラスト法適用の範囲外にあると判決した。

(32) 246 U. S. 297 (1918), 38 S. Ct. 309, 12 Am. J. Int'l L. 421 (1918). この事件の原告は、メキシコ革命軍に財産を差し押えられたメキシコ国民からその財産を譲り受けた。原告は、被告のこの財産に対する権原は、一九〇七年のヘーグ陸戦規則に違反して財産を没収したメキシコの将軍から取得したものであるから無効であると主張した。裁判所は、ヘーグ規則は内乱には適用されないとのべたのち、第一に、憲法上外国主権者の承認は政治問題であつて、これについての行政府の決定は司法府を拘束する。第二に、国際法のもとで承認は適及効を有し、問題の政府が成立してからのすべての政府の行為におよぶ。第三に、「国際礼讓」の考慮は、一国の裁判所が他国がその領域内においてなした行為の有効性を審査するのをさしひかえることを要求すると判決した。

(33) 246 U. S. 304, 38 S. Ct. 312 (1918). 原告は、メキシコ革命軍から鉛塊を買った被告に対し、その所有権を主張して訴を提起した。最高裁判所は、承認した政権を代表する軍司令官が軍事目的のためになした、鉛塊を差し押えて売却する行為キューバ国有化にともなう国際私法問題

は、合衆国の裁判所の審査に服しなう。原告の権原は、メキシコの裁判所において、または合衆国の行政府をうけてのみ主張するところであると判決した。

- (34) *M. Salimoff & Co. v. Standard Oil Co.*, 262 N. Y. 220, 186 N. E. 679 (1933); *Vladikavkazsky Railway v. New York Trust Co.*, 263 N. Y. 369, 189 N. E. 456 (1934); *Moscow Fire Insurance Co. v. Bank of New York & Trust Co.*, 280 N. Y. 286, 20 N. E. 2d 758 (1939).

- (35) *Henkin, Act of State Today: Recollections in Tranquility*, 6 *Colum. J. Transnat'l L.* 175, 178 (1967).

- (36) 246 U. S. 297, 303-4.

- (37) 159 U. S. 113, 163-64 (1895).

- (38) *Willis Reese, The Status in This Country of Judgments Rendered Abroad*, 50 *Colum. L. Rev.* 783, 784 (1950).

しかし、国家行為理論は国際法の原則であるとはうぎりの似た判例もある。たとえば、一八七六年ニューヨークの裁判所は、「普遍的な国際礼譲および確立された国際法の原則は、……他の国の政府が自国の領域内においてなした行為について裁判するのを妨ごらうべきである」*Hatch v. Baez*, 7 *Hun* 596, 599 (N. Y. Sup. Ct. 1876).

- (39) *American Law Institute, Restatement of the Law 2d, Foreign Relations Law of the United States* (1965).

- (40) いずれも、ナチ政府によるドイツのユダヤ人財産の没収に関する。第一の *Bernstein v. Van Heyghen Freres S. A. 事件* (163 F. 2d 246 (2d Cir. 1947), *cert. denied*, 332 U. S. 772 (1947), [1947] *Ann. Dig.* 11 (No. 5)) は、原告は、ドイツ国民としてドイツに居住していた当時、ナチ政府によって財産を没収された。この財産は、のちに被告に譲渡された。裁判所は、事件の本案について審理することを拒絶した。裁判所は、「国務省の刊行物『The Axis in Defeat』を引用して、第二次世界大戦中におけるドイツのユダヤ人がうけた経済的損失について賠償をせざるべきである」という政府の

政策を確認したが、ドイツの没収命令を裁判所が審査することは、ドイツに対する賠償請求についての統一した決定をなすにたげ。行政府が異議をとなせざらば、裁判所は本案をいつて審理すると判示した。

第119 Bernstein v. N. V. Nederlandsche-Amerikaansche Sloopvaart-Maatschappij 事件 (210 F. 2d 375 (2d Cir. 1954), 48 Am. J. Int'l L. 499 (1954)) にあつて、原告は、裁判所が事件の本案を審理することと異議のなき旨を表明した。國務省のレターを取得した。このレターは、國務省のプリンス・スリムスによつて公表された。控訴裁判所は、下級裁判所が國家行為理論を適用することなく事件をいつて判決するよう指示した。

(14) 11 U. S. (7 Cranch) 116 (1812).

(15) 188 F. 2d 1000, 1003-4 (D. C. Cir.), *cert. denied*, 342 U. S. 816 (1951). Herbert W. Briggs, Non-Recognition in the Courts: The Ships of the Baltic Republics, 37 Am. J. Int'l L. 585-96 (1943); Note, International Law—Effect of Non-Recognition of Annexation by Foreign State—Statutory Maritime Lien Held Not to Attach for Advance Authorized by Shipowner Holding Title Solely under Unrecognized Foreign Nationalization Laws, 58 Harv. L. Rev. 612-15 (1945); John R. Stevenson, Effect of Recognition on the Application of Private International Norms, 51 Colum. L. Rev. 710-33 (1951).

(16) Banco de Espana v. Federal Reserve Bank, 114 F. 2d 438, 444 (2d Cir. 1940); American Banana Co. v. United Fruit Co., 213 U. S. 347 (1909); Bernstein v. Van Heyghen Freres S. A., 163 F. 2d 246 (2d Cir. 1947); Eastern States Petroleum Co. v. Asiatic Petroleum Corp., 28 F. Supp. 279 (S. D. N. Y. 1939).

(17) American Law Institute, Restatement of the Law 2d, Conflict of Laws § 254 (a) (Tent. Draft No. 5, 1959). 參照。

(18) Bernstein v. Van Heyghen Freres S. A., 163 F. 2d 246 (2d Cir. 1947); Holzer v. Deutsche Reichsbahn-Gesellschaft,

- 277 N. Y. 474, 14 N. E. 2d 798 (1938); *McCarthy v. Reichsbank*, 259 App. Div. 1016, 20 N. Y. S. 2d 450 (2d Dept 1940); *Kleve v. Basler Lebens-Versicherungs Gesellschaft*, 182 Misc. 776, 45 N. Y. S. 2d 882 (Sup. Ct. 1943).
- (49) *Latvian State Cargo & Passenger S. S. Line v. McGrath*, 188 F. 2d 1000 (D. C. Cir. 1951); *The Maret*, 145 F. 2d 431 (3d Cir. 1944); *Bollack v. Societe Generale Pour Favoriser Le Developpement du Commerce et de l'Industrie*, 263 App. Div. 601, 33 N. Y. S. 2d 986 (1st Dept 1942), *affirmed mem.*, 293 N. Y. 652, 56 N. E. 2d 253 (1944); *A/S Mermaid & Co. v. Chase National Bank*, 189 Misc. 285, 71 N. Y. S. 2d 377 (Sup. Ct. 1947).
- (47) *Banco do Brazil, S. A. v. Israel Commodity Co., Inc.*, 12 N. Y. 2d 371, 190 N. E. 2d 235 (1963). 土井・国際通貨協力の法機構 二二〇—四二(一九六八)参照。

## 二 国家行為理論の修正

### 1 対外援助法にも Sabbatino 判決修正

合衆国の対外投資者にとって不利な Sabbatino 事件最高裁判所判決は、非常に大きい反響をよんだ。Sabbatino 判決を廃止する運動が合衆国議会に対してなされた。<sup>(48)</sup>

議会は、異常なスピードをもって、Sabbatino 事件の最高裁判所の判決から八ヶ月のち、一九六四年一〇月七日、対外援助法 (Foreign Assistance Act) 第三〇一条(e)項に(2)号を追加して、国際法に違反する国家行為に対する国家行為理論の適用除外を定める法律案を可決した。サブテノ修正 (Sabbatino amendment) とか、法律案を提出した

議員の名をとってヒッケンルーパー修正 (Hickenlooper amendment) とよばれる、<sup>1</sup> つぎの規定がこれである。

「他の法律の規定にかかわらず、合衆国の裁判所は、外国（または、この国家をつうじて請求する当事者）をふくむ当事者が、この項に定める補償の原則およびその他の基準をふくむ国際法の諸原則に違反する当該国家の行為による、一九五九年一月一日以後の没収その他の接取にもとづいて（または、それにさかのぼる）権原の請求権 (a claim of title) またはその他の財産上の権利 (right to property) を主張する事件において、国際法の原則の効力を認めて、連邦の国家行為理論を根拠として、本案について決定することを拒絶してはならない。ただし、この号は、つぎの場合には適用されない。(一) 当該外国の行為が国際法に違反しない場合、または、没収その他の接取がなされるまえに善意に発行された期限一八〇日をこえない取消不能信用状によって取得した権原の請求権またはその他の財産上の権利に関する場合、(二) 大統領が、合衆国の対外政策上の利益のために当該事件において国家行為理論の適用が必要であると決定し、この事件についてその旨の見解が大統領にかわって裁判所に提出された場合。」「(三) 一九六六年一月一日以後に訴訟手続が開始された場合。」

この規定において引用される第三〇一条(e)(1)は、つぎのように定める。

### 「第三〇一条 援助の禁止

\*

\*

\*

(e) 合衆国市民の財産の国有化、収用もしくは差押え、課税または同様の効果をもつその他の徴収、課税、徴収または条件に対して補償または救済をあたえないこと、<sup>2</sup> 対外請求処理委員会 (Foreign Claims Settlement Commission) による財産の全価値に関する報告、国家行為理論

(1) 大統領は、この章またはその他の法律のもとで援助が定められる国の政府に対して、その国の政府またはその国内にある

キューバ国有化にともなう国際私法問題

政府機関もしくは行政区画が一九六二年一月一日以後つぎの行為をなしたときは、援助を停止しなければならない——

(A) 合衆国市民または合衆国市民が受益者として五〇パーセント以上を所有する株式会社、パートナーシップもしくは団体が所有する財産を国有化し、収用し、またはその所有権もしくは支配権を差し押えたとき。

(B) 合衆国市民または合衆国市民が受益者として五〇パーセント以上を所有する株式会社、パートナーシップもしくは団体とのあいだの現存する契約または合意を廃棄し、または無効にする措置をとったとき。

(C) 差別的租税もしくはその他の徴収または差別的な維持もしくは事業の条件を課し、または強行し、あるいは、そのように所有される財産を国有化し、収用し、またはその他の方法でその所有権もしくは支配権を差し押えたとき。

かつ、その国、政府機関または行政区画が、適当な期間内に（そのような行為の時から六ヵ月以内、または、ここに定める期間内に合衆国の対外請求処理委員会に付託されたときは、委員会の報告が受理された時から二〇ヵ月以内）、国際法によって要求される、その全価格と同等額の、交換可能外国通貨によるその財産に対する迅速な補償をふくめて、その市民または法人に対する国際法にもとづく債務を弁済するため、仲裁をふくむ、適切な措置をとらなかつたとき、または、そのような租税、徴収または条件について救済をあたえるための措置をとらなかつたとき。この停止は、大統領が、適切な措置がとられたと認めるまで継続される。この章の他のいかなる規定も、大統領にこの項の規定を免除する権限を付与するものと解釈してはならない。

大統領の要求により（この項の(A)、(B)または(C)に定める行為の時から七〇日以内）、合衆国の対外請求処理委員会（一九六四年 Reorganization Plan No. 1, 68 Stat. 1279 にしたがって設置された）は、この項の適用上、国有化、収用もしくは差押えがなされた、または、上記の差別的もしくはその他の行為がなされた財産の全価格を決定して、収用された財産を査定し、かつ、要求の日から七〇日以内に、大統領に助言的報告書を提出する権限をあたえられる。大統領から許可されないかぎり、委

員会は、この財産を所有する市民または法人に対する場合をのぞいて、助言的報告書を公表してはならない。委員会が、この項にもとづきその任務を迅速に遂行するために必要な金額を、消費されるまで利用できるように割り当てる権限を授与された。」この規定に、ヒッケンルーパー修正第三〇一条(e)(2)がつづく。ヒッケンルーパー修正の立法理由について、上院報告書は、つぎのようにならべている。

「修正は、最近の Banco Nacional de Cuba v. Sabbatino 事件における最高裁判所の判決の一部分をくつがえすことを目的とする。国家行為理論は、合衆国の裁判所によって、民事訴訟において外国主権者の行為の効力を争うことができないかを決定するために適用されてきた。最高裁判所は、Sabbatino 判決において、外国の行為を、これが國務省によって国際法に違反すると宣言された場合においても、合衆国の裁判所が審査するのを排除するために、この理論を拡張した。

Sabbatino 事件において、Banco Nacional de Cuba は、アメリカ人が所有する会社によるキューバ砂糖の売却代金を、収用されたこの砂糖がキューバ政府に所属するという理由で、回復するために訴を提起した。下級裁判所は、請求を棄却した。最高裁判所は、キューバ国の行為を審査してはならないという理由で、さらに手続をすすめるため、事件を差し戻した。

修正の効果は、推定をくつがえすことである。Sabbatino 判決のもとで、裁判所は、国際法のもとにおける外国の行為の適法性について裁判することは、大統領が対外政策上の行動を妨害しないといわないかぎり、対外政策上の行動を妨害することになる。修正のもとでは、裁判所は、大統領が公式に特定の事件における判決が対外政策上の行動を妨害するとのべないかぎり、本案について裁判することができる<sup>(50)</sup>と推定することになる。」

ヒッケンルーパー修正法律案が議会に提出されたさい、行政府は、これに対してつよく反対する意見を表明した。<sup>(51)</sup>行

政府は、第一に、修正は大統領の外交事務を妨害すると主張する。第二に、修正は、合衆国の裁判所に、外国のその国の領域に所在する財産に関する行為が有効であるかを決定することを要求するという。第三に、訴訟のタイミングも、裁判所の判決も、行政府のコントロールのそとにおかれる、と主張する。その理由として、訴訟の時点においてこの法律の適用を免除する裁量権を大統領にあたえても、この問題は治ゆされない。すなわち、事件は変化する国際情勢のもとで数年にわたることがあるからであるとのべる。

行政府は、この見解は、*Sabbatino* 判決にしたがうものであって、修正はすくなくとも一八九八年いらい維持されてきた国家行為理論を除去する、または実質的に変更するものであるという。*Sabbatino* 判決は、イギリス、フランス、日本をふくめた西世界の多くの主要通商国の慣行とも一致することを指摘する。行政府は、さらに、このことはカストロ政権を支持することを意味しない。国有化は、その国にふかく根ざした政治的、社会的、経済的原因の結果としておこなわれるのであるから、このような外国の計画に対して修正がもたらす抑制的効果はとるにたらないとのべる。

ヒッケンルーバー修正をめぐって、国家行為理論の議論はさらにつづけられることになる。<sup>(2)</sup> つぎに、修正を適用した判例をとりあげて、なかが問題となるかを指摘しよう。

(48) Victor C. Folsom, *The Sabbatino Case: Rule of Law or Rule of 'No Law'?*, 51 A. B. A. J. 725-31 (1965).

(49) 22 U. S. C. § 2370 (e) (2), Pub. L. 88-633, 78 Stat. 1009, 3 Int'l Legal Materials 1065-76 (1964), 59 Am. J. Int'l L. 98 (1965). 一九六五年の対外援助法において、アンダーラインを付した「財産上の」(to property)の語が追加され、

- キヤロを付したただし書<sup>(2)</sup>が前述の如きだ。 Pub. L. 89-171, 79 Stat. 653 (1965), 4 Int'l Legal Materials 1049 (1965).
- (19) U. S. Senate, Committee on Foreign Relations, Report No. 1188, July 10, 1964, 88th Cong., 2d Sess., 37. Howard S. Levie, *Sequel to Sabbatino*, 59 Am. J. Int'l L. 366, 367 (1965).
- (20) Statement by the Executive Branch, June 25, 1964, U. S. Senate, Committee on Foreign Relations, Hearings on S. 2659, S. 2660, S. 2662, and H. R. 11380, "Foreign Assistance 1964," 88th Cong., 2d Sess., 618-19, 3 Int'l Legal Materials 1077-78 (1964).
- (21) Michael H. Cardozo, *Congress versus Sabbatino: Constitutional Considerations*, 4 Colum. J. Transnat'l L. 297-301 (1966); Wolfgang Friedmann, *National Courts and the International Legal Order: Projections on the Implications of the Sabbatino Case*, 34 Geo. Wash. L. Rev. 443-55 (1966); Andreas F. Lowenfeld, *The Sabbatino Amendment—International Law Meets Civil Procedure*, 59 Am. J. Int'l L. 899-908 (1965); Stanley G. Mazaroff, *American Private Investment Abroad*, 37 Geo. Wash. L. Rev. 788-815 (1969); Dolores B. Sesso, *Congress Answers the Supreme Court: Is Sabbatino Still Law?*, 10 Vill. L. Rev. 509-18 (1965); Lyman M. Tomboel, Jr., ed., *The Aftermath of Sabbatino* (1965); James G. Vaughter, *United States Act of State Doctrine—Congressional Reversal of the Presumptions Underlying the Act of State Doctrine not Unconstitutional—Statute Applies to Sabbatino Case Pending on Remand*, 2 Texas Int'l L. F. 107-17 (1966).

## 2 Sabbatino 事件差戻審

Sabbatino 事件判決において、最高裁判所は、問題のキヤロが政府の取用が国際法に違反するかについて判断しな

かった。事件は、第一審連邦地方裁判所（ニューヨーク南部地区）に差し戻された。

最高裁判所の判決がくだされる一年まえ、一九六三年三月二八日、Banco Nacional, Farr, Whitlock, C. A. V. 及び Sabbatino は、この事件の確定判決がくだされるまで問題の代金を Lehman Brothers に保管させることを合意し、Sabbatino はこれに代金を引き渡した。その後、ニューヨーク州のレシーヴァーシップは解除され、Sabbatino は事件当事者でなくなった。

差戻第一審 Banco Nacional de Cuba v. Farr 事件において、被告 Farr, Whitlock と第三者被告 C. A. V. 及び Lehman Brothers は、ヒッケンルーパー修正にもとつき略式判決を申し立てた。

一九六五年七月三〇日、地方裁判所 (Judge Bryan) は、この申立を認め、大統領に修正のただし書き第二にもとづく権限を行使させるため、最終判決を六〇日間延期した。<sup>(53)</sup>

行政府は、この事件に介入する意思を有しないことを表明したため、<sup>(54)</sup> 地方裁判所は、一九六五年一月一七日、最終判決をくだした。<sup>(55)</sup>

地方裁判所は、ヒッケンルーパー修正は本件に適用される。修正は合憲である。裁判所は第二審控訴裁判所の判決<sup>(56)</sup>に拘束される。キューバ政府の収用は国際法に違反すると判決した。

連邦控訴裁判所（第二巡回区）は、地方裁判所の判決を支持して控訴を棄却した。<sup>(57)</sup> 控訴裁判所は、ヒッケンルーパー修正は本件に適用されること、および、修正は憲法に違反しないことを確認したのち、キューバの収用が対外援助法第三〇一条(e)(1)に定める「補償の原則およびその他の基準をふくむ」国際法の原則に違反するかの問題について判断

し、最初の控訴審判決と同様に、これは国際法に違反するといふ結論にたつた。

最高裁判所は、事件移送申立を却下した。<sup>(58)</sup>

(53) 243 F. Supp. 957 (S. D. N. Y. 1965), 4 Int'l Legal Materials 988 (1965). 註釋' Samuel A. Bleicher, The Sabatino Amendment in Court: A Bitter Fruit, 20 Stan. L. Rev. 858, 876-69 (1968); Louis Henkin, Act of State Today: Recollections in Tranquility, 6 Colum. J. Transnat'l L. 175, 176-83 (1967).

(54) 行政府は、合衆国の外交政策上本件に国家行為理論を適用することが要求されるかたゞいで決定していないと通告した。Letter to Judge Bryan from Robert M. Morgenthau, United States Attorney, Sept. 29, 1965, 4 Int'l Legal Materials 1018 (1965).

(55) 272 F. Supp. 836 (S. D. N. Y. 1965), 4 Int'l Legal Materials 1209 (1965).

(56) 307 F. 2d 845 (2d Cir. 1962).

(57) 383 F. 2d 166 (1967), 6 Int'l Legal Materials 871 (1967), 62 Am. J. Int'l L. 165 (1968).

(58) 390 U. S. 956, 88 S. Ct. 1038 (1968), 7 Int'l Legal Materials 460 (1968).

### 3 Banco Nacional de Cuba v. First National City Bank 事件

ヒッケンルーバー修正のもとにたゞされた最初の判決は、Banco Nacional de Cuba v. First National City Bank of New York 事件における合衆国地方裁判所（ニューヨーク南部地区）の判決である。<sup>(59)</sup>

一九五八年七月八日、ニューヨーク法人 First National City Bank は、キューバ共和国の政府法人である Banco

de Desarrollo Economico Social (Bandes) に一五、〇〇〇、〇〇〇ドルを貸し付け、その担保として、キューバ政府機関である Fondo de Estabilizacion de la Moneda (Fondo) と Banco Nacional は、合衆国政府債券および国際復興開発銀行債券に質権を設定した。Bandes に対する貸付けは、一九五九年七月八日さらに一年間更新された。一九六〇年二月一六日付法律第七三〇号および六月三〇日付法律第八四七号によって Bandes は解散され、Banco Nacional が上記の貸金を返還する債務をふくめて、Bandes の債権債務を承継した。キューバ共和国が、この債務を保証した。一九六〇年七月七日、貸付けの条件が再交渉された。Banco Nacional は、五、〇〇〇、〇〇〇ドルを返済し、残余の一〇、〇〇〇、〇〇〇ドルの返済について、First National City Bank から一年の猶予をとりつけた。

一九六〇年九月一六日、キューバ政府軍は、キューバにある First National City Bank の一一の支店全部を占拠し、同日キューバ政府が発した決定第二号によって、この没収の永久的性格をはっきりさせた。この決定によって、キューバ政府は、First National City Bank のすべての権利、債務および責任について「代位する」と宣言した。

この事件が発生したのも、First National City Bank は、一九六〇年九月二三日、未弁済の貸付けの担保として保有していた債券を売却し、その代金を貸付けの元本および利息に充当した。売却代金は、一〇、〇〇〇、〇〇〇ドルの元本と六五、〇〇〇ドルの利息を、八一〇、八八〇・五一ドル超過した。

Banco Nacional は、First National City Bank に対し、担保物売却代金のうちの右超過額の返還および国有化されたキューバ銀行のニューヨークの First National City Bank における預金の払戻しを請求して、本件訴を提起した。

原告の第一の請求に対する答弁として、被告は、本件訴に真の利益を有するのはキューバ政府である。キューバ政府は被告のキューバにある財産を没収したから、キューバ政府は請求金額をこえる債務を被告に対して負っている。したがって、被告は、Banco Nacional の請求に対する完全な抗弁として、この債権をもって原告が主張する債権と相殺する権利を有すると主張した。また、被告は、右超過額について反訴 (counterclaim) を提起して、原告の請求の棄却をもとめた。

原告は、主権免除の原則か国家行為理論のどちらかによって、反訴および相殺はさまざまにげられると主張した。

合衆国地方裁判所 (Judge Bryan) は、第一の主権免除の主張について、Banco Nacional とキューバ政府とは一体であることを認めたのち、他国の裁判所に訴を提起する国家は、その請求の金額をこえない範囲において、反訴または相殺に対する主権免除を放棄したことになる<sup>(60)</sup>と判示した。裁判所は、対外関係法リステイメント第七〇条(2)(a)を引用する。そして、つぎのように述べた。

「この放棄は、訴を提起した国家の請求の目的物から生じない防ぎよの反訴にもおよぶ。(判例引用) これについての終局的な政策上の理由は、たんに、『公平によって、主権者が回復を請求するときは、それに対する適法な反訴に服することを要求される』<sup>(61)</sup>にある。Banco Nacional de Cuba v. Sabbatino, 376 U. S. 398 438, 84 S. Ct. 923, 945, 11 L. Ed. 2d 804 (1964); see Pugh & McLaughlin, Jurisdictional Immunities of Foreign States, 41 N. Y. U. L. Rev. 25, 53-54 (1966).」<sup>(62)</sup>

原告の第二の主張、すなわち、キューバ政府が補償を支払うことなく国際法に違反して被告の支店を没収したことを根拠とする被告の相殺請求に対する原告の国家行為論の援用については、地方裁判所は、Sabbatino 判決は一九六

四年の対外援助法ヒッケンルーパー修正によってくつがえされ、*Banco Nacional de Cuba v. Farr* 事件 (243 F. Supp. 957 (S. D. N. Y. 1956 aff'd, July 31, 1967 (2d Cir.)) によってその合憲性が確認されたことを指摘したのち、国家行為理論は、本件におけるキューバ政府の没収が国際法に違反するかの問題にかかっていると見て、この点について判断した。

第一に、裁判所は、被告銀行のキューバ支店の没収を命じた種々の命令は、被告銀行に対する適切な補償を定めていなかったこと、および、ちかいか将来に補償がなされることも予期されないことを指摘したのち、対外援助法の補償に関する規定との関連において、補償のない接収は国際法に違反する。これは、*Sabbatino* 事件の控訴判決に引用する判例によって確立された、一般に受け入れられた国際法の原則と完全に合致すると結論した。

「*Sabbatino* 事件における第二巡回区も、最高裁判所も、財産を収用された外国人に対し、たんに適切な補償を支払わなかったことは国際法の違反となるかというデリケートの問題を解決しなかった。376 U. S. at 428-430, 84 S. Ct. 923; 307 F. 2d at 862-864. しかし、ヒッケンルーパー修正を議会が通過させたことによって、——すくなくともわが国の裁判所に関するかぎり——これについての疑義をとりぞいだ。22 U. S. C. §2370 (e) (2) における『補償の原則』への言及は、明確に補償は国際法に完全にしたがうために不可欠であるとのべていないため、先がひらいているが、この法律の(1)項は、この問題に関する議会の見解について疑問をのこさない。この規定は、合衆国の市民または会社が五〇パーセント以上を所有する財産を没収したのち、『適当な期間内に……国際法によって要求される、その全価格と同等額の、交換可能外国通貨によるその財産に対する迅速な補償をふくめて、その市民または法人に対する国際法にもとづく債務を弁済するため……適切な措置をとらなかつた』国の政府に対して、対外援助計画にもとづく援助を停止するよう要求する。ヒッケンルーパー修正およびその拡張の立法

の沿革には、この法律の文言上明瞭であること、すなわち、国際法は、すくなくとも合衆国の地域的観点からは、アメリカ人所有の財産の差押えについて完全な補償を要求すること<sup>(8)</sup>を再確認する陳述が多くみられる。S. Rep. No. 170, 89th Cong., 1st Sess. at 19; 110 Cong. Rec. 18936-37, 18946 (Aug. 14, 1964); 110 Cong. Rec. App. A5157 (daily ed. Oct. 7, 1964) (Senator Hickenlooper's Statement on Conference Report); see 22 U. S. C. § 2370 (a) (2).<sup>(8)</sup>

裁判所は、つづいて、補償の原則にしたがわないこと以外にも、国際法違反があると認定した。——一九六〇年七月六日のキューバ法律第八五一号は、合衆国民のすべての財産を没収する白紙委任状を政府にあたえた。これは、合衆国がキューバ産砂糖の輸入割当を削減したことに対する報復措置である。First National City Bank の財産の没収が一般公益のためになされたという主張は、没収が明白な政治的報復のためになされたときは、割り引かなければならない。そのうえ、アメリカ人に対する補償は、キューバ人に対するのちがって、「一英ポンドあたり七・七五セント (F. a. s.) 以上で、三〇〇万スペイン大トンをこえるキューバ砂糖の合衆国への年間売上げによってキューバが受領した外国通貨の二五パーセント」よりなる擬制基金の設定に依存したため、差別的であった。

裁判所は、被告がキューバ政府に対して請求すべき金額を原告の請求と相殺することを認めた。しかし、裁判所は、相殺すべき金額は、さらに詳細に検討すべき法律上および事実上の問題であって、本件の記録からは決定することができない。相殺の金額が一、八一〇、八八〇・一五ドルをこえると、原告の第一の請求は棄却しなければならぬ、と結論した。

原告の第二の請求について、一九六〇年一〇月の法律第八九一号によって国有化されたキューバ銀行は、被告の二

キューバ本店に口座をもちつた。Banco Nacional は、キューバ政府の機関として、これらの資金三三三、八二二・九三ドルを請求する。裁判所は、いかにいかに判決しつゝ、この請求を棄却した。

「この請求を対するかしたんな回答は、ただ、『没収された財産が没収の当時合衆国の国内であつたとき、わが裁判所は、それが合衆国の政策および法と合致してつらる場合のみ国家行為の効力を認める』とつていふのである。Republic of Iraq v. First National City Bank, 353 F. 2d 47, 51 (2d Cir. 1965), cert. den., 382 U. S. 1027, 86 S. Ct. 648, 15 L. Ed. 2d 540 (1966), quoting ALI, Restatement of Foreign Relations Law § 46 (Proposed Official Draft, 1962). キューバの命令は、イラク共和国であつてなされなつた没収のようでは、ちぎらかたわが国の政策および法律を違反する。これは、合衆国内に所在する財産をいふて、合衆国裁判所であつて域外的強行をせよとせよといふなほである。Republic of Iraq v. First National City Bank, supra; see F. Palicio y Compania v. Brush, 256 F. Supp. 481 (S. D. N. Y. 1966), aff'd per curiam, 375 F. 2d 1011 (2d Cir. 1967); see Note, International Conflict of Laws: Limitations Imposed On Effect American Courts May Give to Foreign Confiscations, 1966 Duke L. J. 828. したがつて、被告は、第二の理由をいふて棄却の判決をいふていふべきである。」

- (23) 270 F. Supp. 1004 (S. D. N. Y. 1967), 6 Int'l Legal Materials 898 (1967). 註釋、Bleicher, The Sabbatino Amendment in Court: A Bitter Fruit, 20 Stan. L. Rev. 858, 866-67 (1968); Henkin, Act of State Today: Recollections in Tranquility, 6 Colum. J. Transnat'l L. 175, 184-89 (1967); Mark B. Bortek, The Hickenlooper Amendment in the Courts: the Need for an Internationally Acceptable Interpretation, 3 Suffolk U. L. Rev. 513, 522-25 (1969).
- (26) American Law Institute, Restatement of the Law 2d, Foreign Relations Law of the United States, § 70 (2) (a)

(1965).

(19) 270 F. Supp. 1004, 1006-07.

(20) 270 F. Supp. 1004, 1008.

(21) 270 F. Supp. 1004, 1011.

### 三 国家行為理論とヒッケンルーパー修正の適用範囲

#### 1 Banco Nacional de Cuba v. First National City Bank 事件

Sabbatino 事件において、国有化された財産は、国有化令制定時キューバ国内にあった外国人たる合衆国市民の財産であった。国際法に違反する外国の国家行為について国家行為理論の適用除外を定めるヒッケンルーパー修正の適用も、このような場合に限定される。

Sabbatino 事件判決によって確立された国家行為理論とその修正は、国有化国民の合衆国に所在する財産に対してどのような効果をもたらすか。

Banco Nacional de Cuba v. First National City Bank of New York 事件<sup>(64)</sup>において、原告は、国有化されたキューバ銀行 Banderes の被告銀行ニューヨーク本店における預金の払戻しを請求した。合衆国地方裁判所（ニューヨーク南部地区）は、かんとんに、没収された財産が没収の当時合衆国の国内にあったときは、合衆国の裁判所は、それが合衆国の政策および法と合致する場合にのみ、国家行為の効力を認めることができる。キューバの没収は、合衆国の政

策および法に反するから、合衆国に所在する財産についてその域外強行をもとめることはできないと判示して、この請求を棄却した。裁判所は、一九六五年の合衆国控訴裁判所（第二巡回区）の *Republic of Iraq v. First National City Bank* 事件判決と、そこに引用される現在の対外関係法リステイメント第四三条の前身である草案第四六条を引用するにすぎない。

裁判所は、抵触法の側面について、なにもものべていない。本件の預金は、ニューヨークの銀行にあった。しかし、その所有者であるキューバ銀行 *Bandes* は国有化され、その債権債務はキューバ法によって原告 *Banco Nacional* に移転された。預金債権の所在地は、債務者の住所地であるニューヨークと判断される。そして、キューバ銀行 *Bandes* のニューヨーク銀行との預金契約は、後者の本店所在地法であるニューヨーク法に準拠すると考えられるが、預金者たる *Bandes* と *Banco Nacional* とのあいだの預金債権の移転については、国有化令をふくむキューバ法が準拠法であると考えられる。裁判所は、原告 *Banco Nacional* の債権について、この準拠法の一部としてキューバ国有化令が適用されるかを判断したものとおもわれる。しかし、裁判所は、国有化令は合衆国の政策に反するという理由で、その適用を排除した。

この公の政策を理由とする国有化の効力の否認は、本件のように、国有化国外にある国有化国の国民の財産であって、本件被告 *First National City Bank* における預金債権に対するように、国有化国の行為がいまだに完全に遂行（fully executed）されていない場合に限定される。

対外関係法リステイメント第四三条は、つぎのように定める。

「第四三条 自国の領域外にある利益に影響をおよぼす外国の行為

(一) 第四一條に定める原則は、外国の領域外に所在する物、または、そこに存在するとみなされる (Localized) 利益に関する当該外国の行為が、準拠法にしたがい完全に遂行 (fully executed) されていないときは、その行為の有効性を審査することをさまたげない。

(二) 合衆国の裁判所は、(一)にのべる種類の外国の行為について、これに効力をあたえることが合衆国の政策および法と合致する場合にのみ、それに効力をあたえる。」

外国の行為が合衆国に所在する財産に影響をおよぼすことを意図する場合において、収用された財産の占有を取得するときのように、当該外国の行為を完全に遂行することができるか否かを決定するについては、合衆国がその原則を定める管轄権を有する。リステイトメント第一七条<sup>(66)</sup>は、この管轄権について定める。外国の行為が完全に遂行されているときは、国家行為理論が適用される。国家行為理論の適用は、この場合に限定される。当該行為が合衆国の準拠抵触法および準拠実体法にもとづき遂行することができない場合には、国家行為理論は適用の余地がない。リステイトメント第四三条のコメント a は、このことをあきらかにする。コメント a は、つぎのような例をかかげる。—— A 国が、A 国の国民 X の財産を国有化する命令をくだす。この財産には、合衆国にある不動産もふくまれる。X は、合衆国の裁判所に訴を提起して、X は A 国からこの不動産の譲渡をうけた Y の権利を争う。国家行為理論は適用されない。

本件の被告ニューヨーク銀行に対する預金債権のように、無体の財産権の場合には、問題は複雑になる。リステイ

トメント第四三条のコメントdは、つぎのように説明する。——(1)項に定める原則の適用上、財産の場所の決定は、無体の利益(intangible interest)の場合には、特別の問題を提起する。法廷地の抵触法上の判断によって、これは、行為国の領域内にある所有者の住所地に存在するとみなすこともできるし、また、その領域外の債務者もしくはこの利益を表章する文書の発行者の住所地、またはこの文書の所在地に存在すると認めることもできる。合衆国で通常適用される抵触法原則のもとでは、合衆国外に住所を有する所有者の無体物の所在地は、合衆国にある債務者または発行者の住所地である。

コメントdは、つぎの例をかかげる。——さきのコメントaの例とおなじ事情のもとで、問題となる財産が合衆国の銀行における預金とする。国家行為理論は適用されない。

本件の裁判所は、ニューヨーク銀行における預金債権については国家行為理論が適用されないから、キューバの国有化令が法廷地の公の政策および法に反するかを判断し、反すると認めて、原告 Banco Nacional の請求を棄却した。合衆国の公の政策と外国の国家行為との関係について、リステイトメント第四三条のコメントeは、つぎのように説明する。——合衆国に所在する、またはそこに存在するとみなされる財産またはその他の利益に影響をおよぼすことを意図する外国の一般的行為は、いつでも合衆国の裁判所によって効力をあたえることを拒絶されるとはかぎらない。裁判所は、審査したのち、合衆国の公の政策または法に違反しないと認定するときは、これに効力をあたえてきた。この場合、裁判所は、国家行為理論を適用しない。裁判所は、外国の行為の有効性を審査することを拒絶するのではない。反対に、当該行為の性質および合衆国の政策や法との調和を注意ぶかく検討するのである。

本件判決が引用する *Republic of Iraq v. First National City Bank* 事件の事実と判旨は、大要つぎのとおりである。

イラク王フアイザル二世は、一九五八年の革命の過程でころされた。革命政府は、命令第二三号によって、王と王族の財産を、所在地のいかんをとわず没収しようとした。王は、*Irving Trust Co.* に、現金と証券を預託していた。イラク政府は、その引渡しを請求したが、*Irving Trust* はこれを拒絶して、被告 *First National City Bank* に移転した。イラク政府は、*First National* に対し、この資産の引渡しを請求して、合衆国地方裁判所（ニューヨーク南部地区）に訴を提起した。

裁判所は、法廷地は、外国の刑罰の性質をもった、または法廷地の公の政策に反する法律を強行しないという原則にもとづいて、請求を棄却した。<sup>(65)</sup>

控訴裁判所（第二巡回区）は、これを支持した。裁判所（*Judge Friendly*）は、命令第二三号は、没収的であり、かつ国家行為であることを認めた。しかし、問題の財産は没収国の領域内になかったから、伝統的な国家行為理論は適用されないと判断した。裁判所は、*Sabbatino* 事件を引用したのち、リステイトメント第四条の前身である草案第四六条を引用し、合衆国にある財産に影響をおよぼす外国の行為は、合衆国の政策および法に合致する場合にのみ効力をあたえるべきであると判示した。

(64) 270 F. Supp. 1004 (S. D. N. Y. 1967).

(65) 353 F. 2d 47 (2d Cir. 1965), cert. denied, 382 U. S. 1027 (1966).

(66) 対外関係法リステイトメント第一七条。

「第一七条 領域内における行動、物、地位またはその他の利益について定める管轄権

国家は、つぎの法原則を定める管轄権を有する。

(a) その領域内において生ずる行動に法律効果を付与する法原則。その効果が、領域外の行動の効果によって決定されるか否とをわなない。

(b) その領域内に所在する物またはそこに存在するとみなされる地位もしくはその他の利益に関する法原則。」

(67) 評釈、Note, International Conflict of Laws: Limitations Imposed on Effect American Courts May Give to Foreign Confiscations, 1966 Duke L. J. 828-40.

(8) 241 F. Supp. 567 (S. D. N. Y. 1965).

## 2 F. Palicio y Compania, S. A. v. Brush 事件

国有化国キューバの領域内にあるキューバ国民が所有するタバコ会社が国有化されたのち、事業を継続するキューバ政府機関が製造し合衆国に輸出したタバコの代金について、合衆国に亡命したタバコ会社の旧所有者キューバ国民とキューバ政府機関のどちらが請求権を有するか、また、国有化されたタバコ会社の合衆国における商標権はどちらに帰属するか。こういった問題を提起するのが、合衆国地方裁判所（ニューヨーク南部地区）が一九六六年七月二七日判決した F. Palicio y Compania, S. A. v. Brush 事件<sup>(69)</sup>である。

原告は、キューバ政府が収用し、支配し、かつ事業を継続する五つのシガー製造会社である。これらの会社は、シ

ガーその他の高級タバコを製造し、合衆国に輸出して、名声をえていた。また、その商標は、合衆国特許局に登録されていた。

一九六〇年九月一五日、キューバ政府は、補償を支払うことなく、これらの会社の資産を収用し、その所有者や支配人を排除して、インターヴェンター (interventor) を任命し、それに、キューバ政府の機関として、資産の管理や業務の執行をおこなわせた。

インターヴェンション (intervention) の手続は、一九五九年一月二四日の法律第六四七号にもとづくものであった。これによって企業が接収されると、その占有および管理は、政府が任命したインターヴェンターにゆだねられる。この手続は、対象とされる企業の所有者や業務執行役員から正式に権原を政府に移転させるものではないが、そのもたらす効果は、完全な没収と区別することができなかった。

問題の接収がおこなわれたのち、インターヴェンターは、タバコの製造を継続し、その商品にままと同一の商標を付して、Faber, Coe & Cregg, Alfred Dunhill of London, Dunhill International, Inc., Saks & Co. などの合衆国の輸入業者に輸出した。輸入業者は、インターヴェンターが送った商品を受領したが、二重の責任が生ずるのをおそれ、代金を支払わなかった。

インターヴェンターが輸出したシガールの代金の支払いをうけることができなかったため、一九六一年四月から、キューバ・シガールの輸出は、あらたに設立されたキューバ政府の機関である Empresa Cubana de Exportaciones の手に集中された。また、合衆国におけるキューバ・シガールの一手輸入業者として、ニューヨーク法人 R. C. W. Supervisor,

Inc. が設立された。この会社による輸入は、一九六二年二月六日、合衆国大統領布告 (Presidential Proclamation 3447, 27 Fed. Reg. 1085) によって、合衆国とキューバとのあいだの通商が停止されるまでつづいた。

インターヴェンションがおこなわれたのち、接收された企業の前所有者は、原告となって、代金を支払わない輸入業者に対して、① 原告が所有する合衆国の商標の侵害の差止め、および原告以外の者に代金を支払うことの差止め、② 原告に対する損害賠償、および原告に帰属する資金の返還、ならびに、③ 原告の商標を付したシガールの代金の支払いを請求して、一事件の訴を提起した。

キューバ政府を代表するインターヴェンターは、ニューヨークの弁護士を代理人として、五つのキューバの会社の名において、これらの会社の旧所有者の訴訟代理人 Brush & Block を被告として、① 上記一事件の訴訟の遂行を禁止する差止め命令、および、② インターヴェンターの訴訟代理人を一事件の訴訟における原告の代理人として、被告と交代させる命令を請求して、合衆国地方裁判所に本件訴を提起した。紛争は、キューバ政府の機関としてタバコ企業の営業および資産を管理するインターヴェンターと、企業をうばわれた旧所有者のどちらが、合衆国の裁判所において、合衆国の輸入業者に対して、売却し、引き渡したシガールの代金を請求する権利と、商標侵害訴訟を提起する権利を有するか、について発生した。

地方裁判所 (Judge Bryan) は、シガールの代金についてはインターヴェンターに請求権があるが、合衆国において商標侵害訴訟を提起する権利は旧所有者にあると判決した。

裁判所は、本件におけるインターヴェンションないし国有化令が国家行為理論が適用される国家行為のプロトタイ

プであることを確認したのち、Sabbatino 事件判決とヒッケンルーパー修正を説明し、本件にどちらが適用されるかを検討した。

まず、「自国民に対してなされた国家行為は、国際法の問題とならない」ことは確立された原理であるとして、キューバ政府がインターヴェンションをおこなった五つの会社は、キューバ法に準拠して設立され、キューバ領土上に資産を有し、キューバで営業をおこなうものであったし、すべての株主、社員、取締役、業務執行社員は、キューバに居住するキューバ市民であったから、これらの会社の資産を接収したキューバ政府の行為は、国際法に違反しないと判示した。

裁判所は、つぎのように結論した。

「Sabbatino 判決の効力がヒッケンルーパー修正によって否認されたことをのぞいて、これはいまだに効力を有し、支配する。Sabbatino のもとで、国家行為理論はあきらかに本件に適用される。当裁判所は、五つのキューバ法人の財産がキューバ政府によってインターヴェンションに付されたキューバの命令の効力を争うことを禁止される。……インターヴェンションがおこなわれたのち発送されたシガターの代金債権は、インターヴェンターにあつて、財産をはく奪された旧所有者にないことはあきらかである。……インターヴェンターは、みずからえらんだ訴訟代理人をつうじて、当裁判所に係属する一一件の訴訟において、キューバ・シガターの輸入業者に対して、代金請求権を行使することができる。<sup>(70)</sup>」

第二の争点、合衆国における商標権の帰属について、裁判所は、まず、商標とこれによって象徴される営業上のグッドウィルとは各国ごとに独立して存在するという属地主義が本件にも支配することをあきらかにした。

「インターヴェンターは、『商標は、現存する営業との関連がなければ、財産の目的ではない』から、……本件に関係する商標は、キューバに所在地を有するとみなすべきである。……これらの商標は、キューバの命令によって接収された営業と一体をなす。したがって、裁判所は、国家行為理論によってこの接収を争うことを禁止されるという。……しかし、本件のような、数国において登録された商標に関する不可分一体説 (Indivisible unity theory) は、すくなくとも、没収に関するかぎり、『放棄されたとおもわれる。』Abel, Confiscation and Trademarks, 44 T. M. R. 1279 (1955). また、3 Callmann, Unfair Competition and Trade Marks, 1339 and n. 68. 1 (Supp. 1965). 参照。」<sup>(71)</sup>

裁判所は、ハンガリー政府は法廷地に所在地を有する資産を直接差し押えることはできない、ハンガリー政府によって没収されたハンガリーのパートナーシップの構成員は合衆国で商標侵害訴訟を提起することができる」と判決した Zwack v. Kraus Bros. & Co. 事件<sup>(72)</sup>を引用したのち、有名な Chartreuse 事件をとりあげた。

フランス政府は、一九〇三年、ふるくからフランスのアルプス山中でリキュールを製造し、“Chartreuse”の商標を付して販売していたベネディクト派僧団の資産を没収したのち、営業を継続し、おなじ商標を付したリキュールを各国に輸出した。僧団は、スペインのタラゴーナに本拠をうつして、“Chartreuse”のリキュールを製造し、輸出した。多くの国で、この商標権をめぐる訴訟がおこった。スイスの最高裁判所をはじめ、他の国の裁判所も、それぞれ<sup>(73)</sup>の国においては、スペインに亡命した僧団が“Chartreuse”の商標権を有すると判決した。

合衆国では、一九一一年、最高裁判所が、Baglin v. Cusenier Co. 事件<sup>(74)</sup>において、合衆国の商標権は僧団に帰属する。「われわれは、フランス法のもとでこの営業をおこなうかれらの権限を問題としているのではない。それは、

わが国における商標が関係する営業ではない。この営業は、僧団自身がむかしからの製造方法によっておこなってきたものである。フランス法は、いぜんとして僧団が製造している僧団の製品からわが国における商標権を切りはなす域外的効力を有するとは考えられない」と判決した。

裁判所は、ホンコンにおける商標の排他的使用権の合衆国敵産管理人による移転の承認を拒絶したイギリスの裁判所の判決の効力を認めた最高裁判所の *Ingenohi v. Walter F. Olsen & Co.* 事件判決を<sup>(75)</sup>はじめとする、商標権が各国ごとに独立して存在することの効果について判断した判例をあげたのち、<sup>(76)</sup>「没収的なキューバのインターヴェンションの効果は、合衆国に登録された商標の権原の移転の承認が、没収に対して許容することのできない域外的効力をあたえることになるかを決定することによって、もっともよく評価することができる」として、つぎのように結論した。

「旧所有者の合衆国で営業をおこなう権利には、商標も一体をなすところの、長年合衆国において確立されたグッドウィルを使用する権利がふくまれる。旧所有者でなく、インターヴェンターが、侵害に対する請求権を強行する権利を有すると判決して、キューバの命令に許容することのできない域外的効力をあたえて、これらの商標権をグッドウィルおよび営業をおこなう権利から『切りはなす』ことはできない。……旧所有者は、係属中の訴訟において、商標侵害に対する請求権を行使することができる。」<sup>(77)</sup>

このようにして、裁判所は、キューバの国有化の効力は、国有化された企業が以前から合衆国でもっていた商標にはおよばないから、その所有権は、会社の旧所有者に帰属すると判示して、商標およびそれによって象徴されるグッ

ドウィルは各国ごとに別個に独立して存在し、かつ法律上保護されるという属地主義を確認した。したがって、旧所有者は、商標権を根拠にして、インターヴェンターの管理のもとに製造されたシガールの合衆国への輸入を差し止めることができる。

R. C. W. Supervisor, Inc. v. Cuban Tobacco Co., Inc. 事件<sup>(8)</sup>がある。被告 Cuban Tobacco は、シガーについて “Cabanas” および “H. De Cabanas y Carbajal” の商標を所有し、これを合衆国特許局の主登録簿 (principal register) に登録した。これらの商標を付したシガーは、過去三五年以上にわたってひろく合衆国市場で販売され、高級ハバナ・シガーとして有名であった。一九三〇年初期までは、ニュージャージー州トレントンで製造したが、一九三四年にキューバに全株式を所有する子会社 Tabacalera Cubana, S. A. を設立し、この子会社に製造させるようになった。一九六〇年、カストロ政府は、Tabacalera の営業および資産を接収した。被告 Cuban Tobacco は、国有化されたキューバ会社が製造するシガールの輸入を阻止するため、合衆国の登録商標所有者として、一九四六年合衆国商標法第四二条 (15 U. S. C. § 1124) および一九三〇年関税法第五二二条 (19 U. S. C. § 1526) にもとづき、関税局に Cuban Tobacco が所有する商標を付したタバコの無許諾輸入を差し止めるよう申請した。国有化されたキューバのタバコ企業が製造するシガールの一手輸入販売業者として設立された原告 R. C. W. Supervisor は、被告ニューヨーク港税関長と Cuban Tobacco に対して、シガールの輸入を妨害する行為の差止めを申し立てて、合衆国地方裁判所 (ニューヨーク南部地区) に訴を提起したが、却下された。

(8) 256 F. Supp. 481 (S. D. N. Y. 1966). 評釈、土井「Sabbatino 判決修正——キューバ国有化法人の輸出商品代金請求

種と合衆国における商標権の帰属」一九六七アメリカ法三五〇—五三〇、土井・国際取引法判例研究一九七一—二〇二（一九七〇）。

- (70) 276 F. Supp. 481, 487-9.
- (71) 256 F. Supp. 481, 490.
- (72) 237 F. 2d 255 (2d Cir. 1956).
- (73) 入江啓四郎・国際不正競争と国際法入——〇三（一九六七）、「土井」工業所有権・著作権と国際取引三二九（一九六七）。
- (74) 221 U.S. 580, 31 S. Ct. 669, 55 L. Ed. 863 (1911).
- (75) 273 U.S. 541, 47 S. Ct. 451, 71 L. Ed. 762 (1937).
- (76) Roger & Gallet v. Janmarie, Inc., 245 F. 2d 505, 45 CCPA 965 (1957); A. Bourjois & Co. v. Katzel, 260 U.S. 689, 43 S. Ct. 244, 67 L. Ed. 464 (1923); Watson v. E. Leitz, Inc., 103 U.S. App. D. C. 47, 254 F. 2d 777 (1958); Hoffman-LaRoche Chemical Works v. Morganstern & Co., 281 F. 923 (2d Cir. 1922), *cert. denied*, 26 U.S. 729, 43 S. Ct. 92, 67 L. Ed. 485 (1922); State of Netherlands v. Federal Reserve Bank, 201 F. 2d 455 (2d Cir. 1953); Capitol Records, Inc. v. Mercury Record Corp., 109 F. Supp. 330 (S. D. N. Y. 1952), *affirmed*, 221 F. 2d 657 (2d Cir. 1955); Vanity Fair Mills, Inc. v. T. Eaton Co., 234 F. 2d 633 (2d Cir. 1956).
- (77) 256 F. Supp. 481, 492-93.
- (78) 220 F. Supp. 453, 183 USPQ 441 (S. D. N. Y. 1963). 合衆国における真正商品の輸入規制については、「土井」工業所有権・著作権と国際取引 三一五—三二八、参照。

c Tabacalera Severiano Jorge, S. A. v. Standard Cigar Co. 事件

キューバ政府が国有化した、自国民が所有するタバコ会社が国有化以前に合衆国の会社に売却したタバコの代金債権は、旧所有者に帰属するか、あるいはキューバ政府機関に帰属するか。一九五八年合衆国控訴裁判所（第五巡回区）が判決した Tabacalera Severiano Jorge, S. A. v. Standard Cigar Co. 事件は、<sup>(27)</sup>この問題を提起する。

原告 Severiano Jorge y Cepero は、ハバナでタバコ事業を営んでいたが、一九五四年に原告 Tabacalera Severiano Jorge, S. A. と同じ会社を設立し、単独で全株式を取得した。そして、タバコのバイヤー Higinio Miguel Caso を社長に任命した。さらに、株主総会において、副社長、監査役 Jose Romano に、会社の財産を管理する広範な権限を授与する委任状をあたえた。Tabacalera は、一九六〇年まで数年にわたって、フロリダの被告 Standard Cigar にタバコを売却した。売買の取引は、Jose がフロリダにきておこなった。

一九六〇年九月十五日、キューバ政府は、原告の会社をふくめて、キューバのタバコ会社の資産を収用した。原告の会社については、Armando Lebato Alvarez がインターヴェンターに任命された。インターヴェンターは、一月五日、Standard Cigar に書信をおくって、タバコ取引を継続する意思を有することをつたえた。

Standard Cigar は、インターヴェンション以前に買ったタバコの代金を支払わなかったので、Tabacalera が、一月一二日、Jose をつうじて、これを請求した。しかし、返事がなかったため、Tabacalera は、Standard Cigar に対して、代金を請求して本件訴を提起した。Jose Romano は、会社の委任状を Jorge に譲渡し、Jose も原告となった。

第一審合衆国地方裁判所（フロリダ中部地区）（Judge Lieb）は、キューバ政府がインターヴェンターを任命し、原告の会社および株主その他の者から被告に対する売掛代金に対する権利をとりあげた行為は国家行為である。そして、合衆国の裁判所は国家行為理論によつてこれを尊重する義務を負うと判示して、略式判決によつて、原告の請求を棄却した。

控訴裁判所（第五巡回区）（Judge Tuttle）は、Sabbatino 事件判決を引用し、本件と対比して、前者においては、キューバ政府による没収の目的物が、没収された当時キューバの領域内にあつた有体財産であるのに対して、本件で問題となるのは、フロリダの会社に対するタバコの代金債権であることを指摘した。

ついで、控訴裁判所は、代金債権についてのインターヴェンター任命後のキューバ政府の行動を検討し、つぎのように判示した。

「不注意、錯誤または故意による売掛代金の取扱いにより、キューバ政府は、その公的行為によつて Tabacalera Severiano Jorge, S. A. がタンパにある合衆国裁判所で救済をもとめた方法でこの代金を取り立てるこの会社の権利に実際に介入しなかつた。……政府および……インターヴェンターは、この請求権を譲渡する権限を Tabacalera, Jorge および Romano からうばう措置をとらなかつた。政府がインターヴェンターにあたえた以上の没収権限をインターヴェンターに設定する理由はな(8)る。」

裁判所は、キューバ政府の措置は、没収以前に原告会社があたえた委任状を取り消さなかつたし、また、没収後、この委任状の譲渡を禁止しなかつた。したがつて、原告 Jorge がこの委任状にもとづいて代金を取り立てるため、

フロリダの裁判所に訴を提起するのを禁止するものはなかったことを確認した。

つぎに、裁判所は、本件に国家行為理論が適用されるかどうかは、国有化当時における目的物たる債権の所在地にかかるとして、債権の所在地は目的によってことなつた場所とされることがあることを指摘した。

「所在地は、従価税のためには、ある場所とするべきである。Farmers Loan and Trust Co. v. State of Minnesota, 280 U. S. 204, 50 S. Ct. 98, 74 L. Ed. 371. 裁判地のため、すなわち債権差押 (garnishment) のためには、他の場所とするべきである。Chicago R. I. & P. R. Co. v. Sturn, 174 U. S. 710, 19 S. Ct. 797, 43 L. Ed. 1144. 一定の事情の場合には、課税のため、数個の場所を所在地とすることがある。Curry v. McCanness, 307 U. S. 357, 59 S. Ct. 900, 83 L. Ed. 1339. その真実の所在地を確定する必要があるが、国家行為理論を適用すべき場合のように、国家の関心事であるかを決定するに当たっては、これはことなつた場所とすることもある。」<sup>(81)</sup>

裁判所は、つぎのように判示して、本件の債権の所在地は、キューバではなく、フロリダにあると認定した。

「本件は、影響をうける第三者がキューバにある資産の『接収』という既成の事実について訴訟をしている事件ではない。われわれは、売却代金を現金の形に変更するという合衆国裁判所においてのみ達成することのできる問題をあつかつている。それが『(キューバ)自身の領域内にある財産』であるかを決定する非常にかぎられた目的のため、債務の所在地を定める原則を確定するにあつては、他の商業的目的のために使用される擬制である所在地は確定的に債権者の住所地であるという擬制を承認することを強制される理由はない。われわれの問題のためには、この債務は、キューバにある財産ではないと認定する。」<sup>(82)</sup>

このように判断したのち、キューバの国有化当時合衆国に所在地があつた本件の代金債権には、国有化理論は適用

されないと結論した。裁判所は、第一審が略式判決によって請求を棄却したことは誤審であるとして、原告の請求を認容する判決をあたえるよう指示して、事件を差し戻した。

この事件は、ニューヨークの銀行における国有化されたキューバ銀行の預金債権に関する *Banco Nacional de Cuba v. First National City Bank* 事件と同一のカテゴリーに属するもので、リステイトメント第四三条に該当する。*First National City Bank* の場合には、キューバ政府機関が、積極的にこの債権を取り立てるため、合衆国の裁判所に訴を提起した。債権の所在地は合衆国にあつたため、裁判所は、国家行為理論は適用されないとして、キューバ国有化が法廷地の公の政策に反するか否かを検討した。これとちがって、本件の訴訟にはキューバ政府が参加しなかつた。したがって、裁判所は、国家行為理論が適用されないことを確認したのち、ただちに原告の請求を認容することができた。裁判所は、本件売買契約の準拠法については、なにも判断していない。

(69) 392 F. 2d 706 (5th Cir. 1968). 評釈、George R. Harper, *Act of State Doctrine—Limitations on Sabbatino* : Non-

Applicability of the Hickenlooper Amendment, 23 U. Miami L. Rev. 243-49 (1968).

(80) 390 F. 2d 706, 714.

(81) 392 F. 2d 706, 714-15.

(82) 392 F. 2d 706, 716.

#### 4 *French v. Banco Nacional de Cuba* 事件

国家行為理論およびヒッケンルーバー修正が適用されるか否かは、問題の外国の国家行為の性質にも依存する。キ

キューバにおける合衆国国民の財産の直接の取用ないし没収ではなく、合衆国投資者のキューバからの送金を制限する為替管理規制の場合はどうなるか。

一九六八年ニューヨーク控訴裁判所が判決した *French v. Banco Nacional de Cuba* 事件<sup>(83)</sup>は、この問題を提起する。

一九五七年、原告の譲渡人、アメリカ合衆国市民であり現在フロリダに居住する Alexander Ritter は、キューバの農場に三四五、〇〇〇ドルを投資した。当時、キューバ政府は、外国人の投資を奨励するため、外国からの投資の収益を合衆国ドルまたはその他の外国通貨と交換して送金することを認め、これからキューバの税を免除した。この目的のため、キューバ政府の通貨安定基金 (Currency Stabilization Fund) は、免税証明書を発行する権限をあたえられた。

一九五九年六月、カストロが政権をとってから六ヵ月後、Ritter は、合計一五〇、〇〇〇ドルの免税証明書の発行をうけた。しかし、一九五九年七月一日、通貨安定基金は、決定第三四六号を発して、外資の逃避を防止する目的をもって、免税制度を再編するまで免税証明書の受けおおよび処理を停止した。Ritter は、一九五九年十二月、交換に必要なキューバ・ペソとともに証明書を提出したが、合衆国ドルの支払いを拒絶された。

Ritter の譲受人である原告は、一九六〇年末、ニューヨーク州の第一審 Supreme Court に、*Banco Nacional de Cuba* を被告として訴を提起し、一五〇、〇〇〇ドルの判決をうけた。

Supreme Court の控訴部において、被告は、第一に、キューバ政府の機関として主権免除をうけること、第二に、

通貨安定基金の決定は、法としての効力を有する。そして、主権国家の行為であるから、合衆国の裁判所はその効力を否認することはできないと主張した。控訴部は、この主張を否認して、<sup>(84)</sup> 原判決を支持した。

被告は、ニューヨーク控訴裁判所に上訴した。控訴裁判所 (Judge Fuld) は、被告の第一の抗弁である主権免除については、これを否認した控訴部の判決を支持した。

「本件訴訟が発生した原因たる行為は『私法的 (Jure gestionis) (商事の) …… 性質のものであった』という國務省の結論 …… および、このような場合には免除をあたえるべきではないという國務省の立場にかんがみ、被告に訴訟からの主権免除をあたえるのを拒絶しなければならない。『政府がこれを認めるに適切でないとする』理由から、『裁判所は、 …… 免除を認めるべきではない。』 Republic of Mexico v. Hoffman, 324 U. S. 30, 35, 65 S. Ct. 530, 553, 89 L. Ed. 729; see, also, National City Bank of New York v. Republic of China, 348 U. S. 356, 360, 75 S. Ct. 423, 99 L. Ed. 389; Victory Trans. v. Comisaria General, etc., 2 Cir., 336 F. 2d 354, 360, cert. den. 381 U. S. 934, 85 S. Ct. 1763, 14 L. Ed. 698.」<sup>(85)</sup>

控訴裁判所は、ついで、国家行為理論について、「ヒッケンルーパー修正が国家行為理論を適用しないことを要求しないかぎり、われわれは、キューバの行為に関して本件でさらに審査し、国際法の基準またはこの法廷地の公の政策によってこの行為を検討する審理をなすことを禁止される」とのべたのち、本件についてこれを検討した。

裁判所は、キューバ政府が決定第三四六号によって実際におこなったことは、Sabbatino 事件におけるような直接の「接收」ないし「没収」ではなく、合衆国をふくめて多くの国がなしているように、為替管理規制をおこなったにすぎない。契約の弁済として支払われるべき通貨の価値または性質を変更する通貨規制は、「没収」や「収用」では

(86) *Sabbatino* 判決にかんがみ、外国の通貨規制は、公の政策という地域的な概念を適用して州の裁判所が評価するに適當でない。ヒッケンルーパー修正は、*Sabbatino* 事件で問題となったような、外国で収用された「権原の請求権またはその他の財産上の権利」に関し、かつ、その請求がこの財産の「没収またはその他の接収にもとづいて（または、それにさかのぼる）」場合に限定される。*Ritter* が決定第三四六号がだされるまえからもっていたのは、① 一五〇、〇〇〇ペン、またはこれを取得する手段、および、② キューバで締結され、キューバで履行されるべき、はじめから一貫してキューバ法に準拠する契約であった、と論ずる。

裁判所は、原告は、ドルの資金ないし特定のドル資金に対する権利を有していたのではなかったことを強調した。そして「*Ritter* の損失は、財産の接収ではなく、*Ritter* が依拠した約束にもとづくものである。おこったのは、——*Ritter* に金銭的損失をもたらしたことはあきらかである——契約の準拠法であるキューバ法が、ペンをドルに交換することを『停止した』、おそらく永久的であろう、政府規制の採用によって変更されたこと」である。*Ritter* からペンを「うばった」のでもなく、契約を「うばった」のでもない。キューバ政府が、*Ritter* の契約上の権利ないし訴権をとりあげたのではない、という。

裁判所は、ヒッケンルーパー修正を可決した議会の記録を検討し、「没収」や「接収」の語は、「収用」や「国有化」の語と同様に使用され、それには本件のような外国政府に対する契約違反にもとづく請求はふくまれないとのべらる。さらに、ヒッケンルーパー修正の一九六五年の改正において、「その他の権利」(other right) のあとに「財産上」(to property) の語がそう入され、「権原の請求権またはその他の財産上の権利」(a claim of title or other

right to property) となった趣旨をのべる上院の報告書を引用する。

「この法律は、銀行、保険会社、その他の金融機関が契約、預金または保険証券にもとづく責任が外国によって接取または取用された場合において、その複合的な責任に対する抗弁として国家行為理論を使用するのをさまたげないことをあきらかにするためである。(S. Rep. No. 170 on S. 1837, 89th Cong., 1st Sess. [1965], p. 19...)<sup>(87)</sup>」

裁判所は、接取された、合衆国で強行をもとめられる契約上の権利はヒッケンルーパー修正の適用範囲からでるか、契約違反にもとづく請求権はもちろんこれからはずされる。本件には、ヒッケンルーパー修正が適用されないから、国家行為理論が適用されると結論して、下級審判決をくつがえして、原告の請求を棄却した。裁判所は、つぎのように判示した。

「要するに、訴の原因となった行為は国家行為を構成する。Sabbatino でのべる原則のもとで、われわれはこの国家行為に効力をあたえることを要求される。裁判所にある記録によって、権原の請求権またはその他の財産上の権利が主張される財産の接取がなかったから、国家行為理論を無視することを要求するヒッケンルーパー修正は適用されない。これが、われわれの結論である。したがって、原告およびその譲渡人は、わが国においては、合衆国の外交経路およびキューバに対するすべてのアメリカの請求権者の利益を保護するため議会が設定した取決めをつうじてのみ、救済をもとめることができる。」<sup>(88)</sup>

キーンティング判事 (Judge Keating) の反対意見は、ヒッケンルーパー修正の解釈について、反対の立場をとった。まず、命令第三四六号が原告の証明書に適用されるかを疑問とする。ついで、命令第三四六号が適用されるとしても、国家行為の抗弁は認められないという。多数意見が、ヒッケンルーパー修正の「財産」の語の解釈について、

外国の契約違反を没収でないとしたことは誤りである。ヒッケンルーパー修正は、手ぎわよく起草されていないから、立法趣旨にてらして解釈しなければならないとする。

判事は、決定第三四六号は、キューバ政府の外国人財産収用計画を実施するための多くの規制とともに判断しなければならぬ。キューバ政府は、通貨規制の口実のもとに収用をおこなった。原告に対しては、八年間も支払いがなかったし、これにかわるべき適切な補償を支払う措置もとられなかった。原告の請求は、「国際法に違反する……没収またはその他の接収……にもとづく」請求となったから、国家行為理論は適用されないと結論した。

本件において、キューバ政府機関の主権免除を理由とする妨訴抗弁が否認されたことに疑問があるが、この問題にはたちらぬ。

これまで、外国の為替管理規制の承認が問題となった大多数の事件は、私人間の取引に関する私人間の訴訟である。あとでとりあげる一連の保険訴訟がそうである。外国の為替管理規制は、法廷地の公の政策に反するとか、刑罰または歳入法規であるという理由で、その承認を拒絶されることが多かった。リステイトメントの解説であげた例は、為替管理をおこなった外国がこれに違反した合衆国の会社に対して損害賠償を請求した、非常にまれな事件である。本件は、為替管理をおこなった外国の国家機関を被告とした、おなじくめずらしい事件である。

被告は、国家行為理論によらないで、問題のキューバ法が歳入法であるという抗弁はできなかったか。この為替措置は実質的には没収であるとして、ヒッケンルーパー修正の適用を主張する反対意見は、説得力がある。しかし、反対意見の立場をとって原告の請求を認容しても、相手方はキューバの国家機関であるから、判決の執行において困難

が生ずる。この試験は必要不可欠である。

- (83) 242 N. E. 2d 704, 23 N. Y. 2d 46, 295 N. Y. S. 2d 433 (Ct. App. N. Y. 1968). 註解 Note, Act of State Doctrine — Hickenlooper Amendment, 3 Int'l Law. 418-20 (1969); Note, International Law — Act of State Doctrine is a Defense to Breach of Contract caused by Currency Regulation — Hickenlooper Amendment Inapplicable — Not a Taking of Property — French v. Banco Nacional de Cuba (New York Court of Appeals, 1968), 33 Alb. L. Rev. 418-27 (1969); Borteck, The Hickenlooper Amendment in the Courts: the Need for an Internationally Acceptable Interpretation, 3 Suffolk U. L. Rev. 513, 525-28 (1969).
- (84) 27 A. D. 2d 530, 275 N. Y. S. 2d 567 (1966).
- (85) 242 N. E. 2d 704, 708.
- (86) 判決 Mann, Money in Public International Law, 96 Recueil des Cours 1, 90 (1959). を引用する。
- (87) 242 N. E. 2d 704, 714.
- (88) 242 N. E. 2d 704, 716.

#### 四 国有化国の為替管理規制の承認

##### 1 外国保険会社の国有化とキューバ亡命者の保険契約事件

一九六〇年七月六日のキューバ法律第八五一号は、合衆国の市民や法人がキューバに有する財産や企業を国有化する

ることを定め、この法律のもとに発せられた一〇月二四日の決定第三号によって、国有化が実施された。国有化された財産のなかには、合衆国の保険会社のキューバ営業所の財産がふくまれていた。

一九五九年にキューバの政権がかわったのち、合衆国におびただしい数の亡命キューバ国民がながれこんだ。これらの亡命者の多くは、キューバに支店をもっていた合衆国やカナダの保険会社の保険証券を所持していた。ある保険会社は、ハバナの支店をつうじて、六、〇〇〇の保険証券を発行していた。全部あわせると、満期の保険証券の価格は一〇〇、〇〇〇、〇〇〇合衆国ドルから二五〇、〇〇〇、〇〇〇合衆国ドルにたつするといわれているが、この数字がどの位正確かは疑問とされている。<sup>(89)</sup>

キューバ亡命者は、合衆国に移住したのち、合衆国やカナダの保険会社を相手にして、生命保険や年金保険にもとづく数多くの訴訟を、合衆国の裁判所に提起した。<sup>(90)</sup> これらの事件は、これまであつかってきた国有化と国家行為理論の適用の問題のほか、国際通貨基金協定第八条第二項(b)にもとづくキューバ為替管理法承認の問題を提起した。

キューバの一九四八年二月二三日の法律第一三号によって、中央銀行 Banco Nacional de Cuba が設立された。

この法律は、中央銀行券を法貨とし、合衆国ドルの法貨としての流通を停止した。この法律のもとに、一九五一年四月九日、命令第一三八四号がだされた。この命令は、ドルの通用停止を定めるとともに、ドルとペソとの交換を定めた。カストロが政権をとったのち、一九五九年一〇月二日、法律第五六八号が制定され、全面的な為替管理が実施された。一九六一年二月二三日の法律第九三〇号は、キューバの外国為替業務を中央銀行の手に集中した。

キューバは、一九四六年、国際通貨基金に加盟した。当初、基金協定第一四条第二項にもとづき、過渡的措置とし

て為替制限をおこなったが、一九五三年二月一日、第八条第二項、第三項および第四項の義務を受託する用意があることを基金に通告した。これらの義務のなかには、第八条第二項(a)に定める、経常的国際取引のための支払および資金移動に制限を課さない義務があった。

キューバは、一九六四年四月二日、基金協定第一五条第一項にもとづき、基金に脱退を通告した。

まず、キューバ亡命者の保険事件の代表的なものを数件とりあげよう。<sup>(9)</sup>

(1) Blanco v. Pan-American Life Insurance Co. 事件

原告は、三人の娘のためにルイジアナ法人 Pan American Life Insurance Co. と終身年金保険契約を締結し、フロリダに居住したのち、解約返戻金 (cash surrender value) を請求して、合衆国地方裁判所 (フロリダ南部地区) に訴を提起した。

被告は、一九四八年法律第一三号およびこれを施行する命令第一三三四号のもとでキューバ国民に対し、またはキューバ国民によりドルで支払われるべきすべての契約はペソで支払うことを要求される。一九五九年の法律第五六八号のもとで、被告は、キューバ以外の場所でキューバ国民に支払いをなすことを禁止される。一九六〇年の法律第八五一号およびこれを実施する決定第三号は、Pan American のキューバ資産を収用し、キューバ政府が Pan American に代位して本件保険契約の債務者となったという理由で、被告に責任がない旨の宣言的判決をもとめて、反訴を提起した。

地方裁判所は、被告の反訴を棄却して、原告の請求を認容した。

被告は、合衆国控訴裁判所（第五巡回区）に中間控訴した。<sup>(92)</sup> この判決において、控訴人の主張は、つぎのようにのべられている。

「合衆国においてドルによる支払いを強行する Blanco の権利は、キューバ国民に対してキューバ・ペンで支払うことを要求する一九五九年九月二九日のキューバ法律第五六八号によって強制力をもたない (unenforceable) と主張される第一の争点についての弁論の根拠とするため、Pan American は、キューバ法律第五六八号は、合衆国法典第二章第二八六条 (22 U. S. C. § 286) において合衆国の法律に合体された、キューバも合衆国も締約国である一九四五年のブレトン・ウッズ通貨協定のものと有効であり、拘束力を有する。係争の年金保険証券は、この協定にいう『為替契約』(exchange contracts) であり、かつ、キューバの為替管理規制に服すると主張する。これに関連して、Pan American の答弁書は、『ただ一つ問題がこのこについて。キューバ法律第五六八号は、ブレトン・ウッズ協定に「合致して存続され、又は設定される」か?』とのべる。それから、答弁書は、通貨基金のジェネラル・カウンセルのレターの一部分を引用する。Pan American は、これは、『法律第五六八号はブレトン・ウッズ協定に「合致して存続され、又は設定される」通貨管理規制である』という事実を証明すると主張する。このようなレターは、記録にない。ブレトン・ウッズ協定の適用には、他の事実および法律問題がふくまれる。これについては、記録に証拠がない。<sup>(93)</sup>」

控訴裁判所 (Judge Estes) は、決議第三号をのぞいて、キューバの法律は、記録にないから、裁判所はこれを当然に確知しないと述べた。ついで裁判所は、Sabbatino 事件の一九六二年控訴審判決、<sup>(94)</sup> すなわち、法律第八五一号のもとにおける一九六〇年八月六日の決定第一号は、合衆国市民のキューバ資産を補償なくして没収する、報復的かつ差別的な措置であるから国際法に違反する。したがって、合衆国の裁判所は、国家行為理論によってキューバの決定の

効力を否認することをさまたげられないという判決を引用した。

裁判所は、決定第三号を根拠とする反訴を棄却した点において地方裁判所の判決は誤審であるとして、事件を差し戻した。

ついで、合衆国地方裁判所（フロリダ南部地区）は、この事件を *Conili v. Pan-American Life Insurance Co. 事件*、*Aguirregaviria Zabaleta v. Pan-American Life Insurance Co. 事件*、*Lorido y Diego v. American National Insurance Co. 事件* と併合して審理した。 *American National Insurance Co.* は、テキサス州法人である。これら三つの事件において、キューバ亡命者である原告らは、保険証券が完全に効力を有すること、請求により解約返戻をうける権利を有すること、年金保険の場合には満期において払戻しをうける権利を有すること、の宣言的判決をもとめて、訴を提起した。

地方裁判所（*Judge Choate*）は、両保険会社の保険契約は完全に効力を有する。両会社は、キューバ資産の収用にかかわらず、保険証券にもとづいて支払う義務を負うと判決した。<sup>(95)</sup>

裁判所は、つぎの事実を認定した。キューバ法のもとで、これらの合衆国の保険会社がキューバで営業するにつれて、最初に二五、〇〇〇ドルを預託する以外に、キューバに資産を継持することを要求されなかった。保険契約には、保険証券所持人の請求に対して、キューバにある被告の資産からのみ支払わなければならないという規定はなかった。反対に、所在地のいかんをとわず、保険会社の全資産をもって保険契約の支払いの担保とするという規定があった。これらの事件に係る保険契約の申込みは、キューバにおいて、スペイン語でなされた。申込書は、保険会社

の合衆国本店に送られ、そこから保険証券が発行され、キューバのエイジュメントに送られた。Pan American の保険証券には、保険料および保険金はニューヨークで支払うべきことが定められていた。American National の保険証券には、キューバ・ペソが指定通貨とされていたが、保険料および保険金の支払いは、テキサス州ギャルヴェストンでなすべく定められていた。

裁判所は、国際通貨基金のもとにおけるキューバの地位を説明したのち、これら四件の争点は、Pan American Life Insurance Co. v. Blanco 事件で控訴裁判所がきらかにしているように、キューバの諸法令のもとで被告は保険契約にもとづく責任を免除されるかあることを指摘した。そして、キューバの法令は国際法に違反するから、合衆国の裁判所は国家行為理論によつてキューバの法令の効力を認めることを強制されないという控訴裁判所の判決を引用した。

地方裁判所は、キューバの法令に域外的効力を認めることを要求されない。被告は、原告は出生によるキューバ国民であるからキューバの主権に服し、キューバの法律に拘束されると主張するが、しかし、原告はキューバからの亡命者であり、合衆国の居住者であるから、当事者および訴訟の目的物のどちらもキューバの主権に服しないと判断した。

裁判所は、抵触法について、伝統的な抵触法原則によると契約はキューバ法に準拠すると判断することによつて根拠があるが、近代的な見解は裁判所は抵触法によつてつよい地位にある保険者に対し被保険者を保護すると論ずることを指摘し、生命保険契約の効力は保険証券が発行された当時における被保険者の住所地の州法に準拠するという抵触法リストatementのコメメント<sup>(96)</sup>の立場を引用したのち、州際契約においては契約ともつとも密接な関係を有する

州の法を適用すべきである。本件では、被保険者に最大の保護をあたえるという観点から、保険者の住所地法を適用すべきであると判示した。

しかし、裁判所は、法の選択は本件の解決にはかならずしも決定的でない。キューバの法律は、域外的効力を有しないと結論した。

「公法第一三号および命令第一三八四号は、その文言からは、域外的効力をもたせることを意図しない。キューバ法に関する専門家証言も、この結論に合致する。いずれも、みずからキューバの領域に限定している。法律第五六八号（カストロ政権のもう一つの産物）も、その文言からは、本件の場合に適用することを意図するとおもわれない。裁判所が、原告の亡命者としての国籍上の地位について誤審したとしても、これらの法律は、キューバ国民が、これらの法律が制定されるまえから存在する、債務の条項により他国の裁判所で未履行の契約（executory contracts）を強行する場合には、適用されない。さらに、われわれは、このような法律および命令が、キューバにいないばかりでなく、そこからの亡命者として対人管轄に服しないこれらの原告に対して対人的効力を有しないと考える。……これらの理由から、ブレトン・ウッズ協定および合衆国法典第二二章第二八六条は適用されないとおもわれる。」<sup>(97)</sup>

(1) Menendez Rodriguez v. Pan American Life Insurance Co. 事件

この事件は、Vento Jaime v. Pan American Life Insurance Co. 事件と併合して審理された。原告らは、一九四五年、ハバナに居住していた当時、被告と生命保険契約を締結した。すべての支払いは、ニューヨーク州において、合衆国ドルをもって証明すべきことを定めていた。原告らは、一九六〇年、キューバから亡命してフロリダに居住し

たのち、解約返戻金を請求して、訴を提起した。

合衆国地方裁判所（フロリダ南部地区）は、保険証券はキューバ法に準拠するという認定をふくめた、いくつかの理由から、便利でない法廷地（forum non conveniens）の原則によって、訴を却下した。

控訴裁判所（第五巡回区）（Judge Carswell）は、これをくつがえした。<sup>(98)</sup> 被告は、キューバの裁判所において裁判をうけられること、および、キューバの裁判所が本件を裁判するにより便利な法廷地であることを立証しないという理由で、便利でない法廷地の原則の適用は誤りである、と判断した。

控訴裁判所は、国家行為理論は、「アメリカの裁判所が、外国の政府が主権国家としての地位において、その領域内においておこなった行為の効力を審査し、またはこれについて裁判しない」ことであって、これは「国際法の原則ではなく、抵触法の原則である」ことを確認したの<sup>(99)</sup>。Underhill v. Hernandez 事件を引用し、<sup>(99)</sup> Sabbathino 事件における一九六二年の合衆国控訴裁判所（第二巡回区）の判決による国家行為理論の適用除外に言及したのち、本件においてもキューバの法令の効力を認めるべきではないという結論にたつた。国際通貨基金協定を理由とする被告の抗弁に対しては、Pan American Life Insurance Co. v. Blanco 事件<sup>(99)</sup>判決にしたがい、裁判所はキューバの法令を当然に確知しないと判示して、事件を差し戻した。

(11) Theye v. Ajuria v. Pan American Life Insurance Co. 事件

原告は、キューバから合衆国に亡命したのち、被告会社との保険契約の解約返戻金を請求して、ルイジアナ州裁判所（District Court for the Parish of Orleans）に訴を提起した。

保険契約は、一九二八年、ハバナで締結された。原告の申込書は被告のニューヨークリンズ本店に送られ、これが承認されると、スペイン語で書かれた保険証券がハバナのエイジュントに送られた。原告は、一四年分の保険料を支払ったのち、一九四二年に、証券に定めた選択権を行使して、その証券を全額払込済証券に転換した。被告は、原告にボーナスを支払い、さらに貸付けをしたが、原告は、これを返済した。

原告の請求に対して、被告は、つぎのように主張した。① この契約は、キューバ法に準拠する。② 契約が当初ルイジアナ法に準拠するものであったとしても、ボーナスや貸付けというのちの当事者の行為によって、その所在地はキューバに変更された。③ 国家行為理論および国際通貨基金協定の規定のもとで、保険証券が発行されたのちに制定されたキューバの法律が適用される。

第一審裁判所は、発行された時および転換された時の保険証券は、ルイジアナ法に準拠するものであった。それ以後のキューバの法律は証券にもとづく債権に影響をおよぼさないと判示して、原告に七、〇九〇ドルの判決をあたえた。第二審裁判所 (Court of Appeal of Louisiana, Fourth Circuit) は、第一審判決をくつがえした<sup>(10)</sup>。裁判所は、主権国家は、自国民の利益のために、その国の領域内にある保険事業を管理する法律を制定することができる。法律第五六八号は、原告がキューバを出国する一九六〇年一月四日以前に制定された。一九六〇年一〇月、被告のキューバにおける営業および資産は国有化された。主権国家は自国民の契約の所在地を変更し、契約債務を阻止することができるとのべたのち、「裁判所は、合衆国、キューバおよび九五の主権国家が一九四五年に署名したブレトン・ウッズ協定を承認し、これに効力をあたえなければならぬ」として、基金協定第八条第二項(b)を引用し、さらに、これを

補足する理事会決議の第八条第二項(b)の解釈を引用した。そして、つぎのように判示した。

「一九五九年九月二十九日のキューバの法律第五六八号は、契約の国語のいかんにかかわらず、原告と被告とのあいだの支払いをキューバでなすことを要求する。それにもかかわらず、原告は、わが国にきて、忠誠義務を負う主権国家であるキューバの命令および法律に違背し、他国の通貨によって債権を取り立てようとする。これは、原告の属する主権者の立法意思と権限を無効にし、妨害するものである。

ブレトン・ウッズ協定以前においては、原告の立場は支持されたであろう。わが裁判所は、外国主権者の為替管理法に効力をあたえることを拒絶するのが法廷地州の公の政策であると判決した。ここでは、法廷地は、このような法律に刑法、懲罰的、没収的または正義の基本理念に反するものというラベルを付した。これに関連して、裁判所は、*Menendez Rodriguez v. Pan American Life Insurance Co.* 事件、5 Cir., 311 F. 2d 429. 及び *Menendez v. Aetna Insurance Co.* 事件、5 Cir., 311 F. 2d 437 に引用される先例に注意を喚起する。

当裁判所は、ブレトン・ウッズ協定およびわが議会の法律(22 USCA § 286 et seq.)は、この協定ないし条約に署名した当事者ないし国家について、上記の先例が確立する原則にとつてかわるものであると信じ、かつ、そのように判示する。協定の他の加盟国の為替管理規制を妨害する契約の強行をわが国の裁判所において否認するのが、わが国の現在の政策である。わが議会は、この協定の署名国の意思に承認をあたえて、その加盟国の公の政策は、相互に他国の為替管理規制に効力をあたえることを目的とする加盟国間の協力措置によって、よりよく達成されると宣言した。一九六一年五月一日判決された *Kolovrat v. Oregon* 事件、366 U. S. 187, 81 S. Ct. 922, 928, 6 L. Ed. 218. において、合衆国裁判所は、ブレトン・ウッズ協定を「つぎのように解釈した。

『これらの条約および協定は、わが国が、できるかぎり困難な世界の通貨管理および為替の分野において安定した統一性をもたらすにのぞましいと認められる計画を採用したことをしめす。……これらの協定が目標にまだとおいことは、あきらかである。しかし、わが政府の権限は、必要と認められ、かつ、可能なかぎり、この目的のために行使されてきた。そして、このような事項について政策をたてる権限は、必要およびわが憲法の強制によって、連邦に属せしめられる。』<sup>(10)</sup>  
われわれは、下級裁判所が、合衆国とキューバとのあいだに締結された上記の条約、およびこの協定を補足するわが国の議會の法律を無視したと認定する。わが裁判所は、キューバのその国民が関係する通貨契約に関する主権意思を超越する契約を強行すべきではなく、そのようにすることはできない。』<sup>(10)</sup>

裁判所は、さらに、被告は、本件の保険契約をふくめて、キューバの債務にあてるとためにキューバに準備金を維持した。キューバ政府は、この準備金および被告の債務を収用した。したがって、ルイジアナにおいて原告の請求を認容する判決をくだすと、被告はキューバの資産から二重に債務を弁済しなければならないと判示した。

原告は、ルイジアナの最高裁判所に上訴した。最高裁判所は、契約当事者が意図した契約準拠法について争う余地はない。これは、ルイジアナ法である。本件の保険証券が払込済証券となったのち制定されたキューバの法律は、當時すでに存在した債務に影響をおよぼさない、とした第一審判決は正当である。契約の所在地を変更するなにごともおこらなかつた、と判示した。<sup>(10)</sup>

基金協定第八条第二項(b)の適用については、つぎのように判示した。

「被告が主張するように、キューバが協定を自国の法の一部として採用したとしても、ブレトン・ウッズ協定に関する多くの

研究、ならびに被告が依拠するすべての先例によっても、ルイジアナ州において合衆国通貨を支払うべき本件契約が外国為替契約であるというとはできない。

Blanco v. Pan American Life Insurance Company 事件、221 F. Supp. 219, see also 311 F. 2d 424, に於いて、保険証券所持人 Blanco およびその他のキューバ亡命者の請求に対して、本件とおなじ抗弁が主張され、被告は本件の控訴裁判所の意見を引用した。しかし、この裁判所は、連邦裁判所は連邦問題の解釈についての州の判決に拘束されないと結論し、キューバ政府は、訴訟の目的物に対してばかりでなく、原告がキューバを出国して合衆国の外国人居住者となり、いずれの国の政治的市民でもなくなり、フロリダに住所を有するためフロリダの民事上の市民となったため、原告個人に対しても管轄権をうしなったから、ブレトン・ウッズ協定はこの事件について適用されないとして、問題を処理した。裁判所は、さらに、つぎのよう<sup>(105)</sup>にのべる。『……(被告が依拠する)これらの法律は、キューバ国民が、これらの法律が制定されるまえから存在する、債務の条項により他国の裁判所で未履行の契約を強行する場合には、適用されない。さらに、われわれは、このような法律および命令が、キューバにいないばかりでなく、そこからの亡命者として対人管轄に服しないこれらの原告に対して、对人的効力を有しないと考える。……』

そのうえ、裁判所は、わが国の裁判所および外国裁判所をふくめて、ブレトン・ウッズ協定によって影響をうける事項をふくむ契約を解釈するにあたって、当事者が契約を履行することを意図した州または国の法律が支配するとすることにおいて、一致する<sup>(106)</sup>。」

かくして、原告は勝訴の判決をえた。一九六四年合衆国最高裁判所が Sabbatino 事件判決をくだしたのち、被告は、合衆国最高裁判所の再審査をうけるため事件移送命令を申し立てたが、拒絶された<sup>(106)</sup>。

(四) Pan American Life Insurance Co. v. Raij 事件

原告キューバ亡命者は、養老保険証券の所持人である。証券は、いずれの当事者による支払いも、ニューヨークリンズにおいて合衆国ドルをもってなすべきことを定めていた。原告は、一九六〇年十一月まで保険料を支払ったが、その後被告は、保険料の受領を拒絶した。原告は、保険料を支払う権利があること、および保険契約は有効であること、を確認する宣言的判決をもとめて、フロリダ州裁判所に訴を提起した。

第一審裁判所 (Circuit Court, Dade County) は、当事者間に別段の合意がないかぎり、キューバの決定第三号および命令第一三三四号による措置は、契約を変更しないとして、原告の請求を認容した。

控訴裁判所 (District Court of Appeal of Florida, Third District) は、この判決を支持した。被告控訴人は再審を請求したが、控訴裁判所は、つぎのように判示して、これを拒絶<sup>(10)</sup>した。

「控訴人は、この原因について意見をくだすにあたって、裁判所は、この取引が国際通貨基金に関するブレトン・ウッズ協定およびこれに関する連邦法の適用をうけるという控訴人の主張を看過し、これを考慮しなかったことを指摘して、再審の申立てをした。……この原因について最初の意見がくだされた当時において、この契約は、アメリカの会社と合衆国で締結され、合衆国ドルで支払われるべき契約であった。一九四二年いらい、保険料は合衆国ドルで受領されたこと、および、裁判官の命令はたんに控訴人にひきつづき合衆国ドルで保険料を受領することを要求するにすぎなかったという理由で、この協定は適用されないと考えられた。われわれは、ブレトン・ウッズ協定が本件の契約に適用されないという意見であるばかりでなく、ブレトン・ウッズ協定は基金の『加盟国通貨に関する』(involving the currency of any member) 契約だけに關すること、か

つ、控訴人に対し、または控訴人によって合衆国通貨で支払われるアメリカの契約は、ブレトン・ウッズ協定第八条第二項(b)の規定にいう強制力をもたない契約 (unenforceable contract) ではないという意見である。<sup>(117)</sup>」

被告は、さらに上訴したが、控訴裁判所は、地方裁判所の判決はあとでとりあげる Confederation Life Association v. Ugalde 事件と抵触するという理由で、破棄すべきであると判決した。しかし、さらにこれを検討して「Ugalde 事件とのあいだに抵触があるかははっきりしないと、みずからこれをくつがえした。<sup>(118)</sup>」

(五) Varas v. Crown Life Insurance Co. 事件

一九五四年、原告の母は、原告の後見人として、キューバで事業をおこなっていた被告カナダ保険会社と、生命保険契約を締結した。契約書は、スペイン語で書かれたが、両当事者のなすすべての支払いは合衆国ドルでなすべきことを定めた。保険料は、キューバにおいて、一九四一年から一九五一年までは合衆国ドルで、それ以後はペソで支払われた。

原告は、一九六〇年八月、合衆国に亡命し、一九六一年四月、被告に対し、保険契約の解約返戻または保険料の返還を択一的に請求して、ペンシルヴェニア州裁判所に訴を提起した。

第一審裁判所は、原告の保険料返還請求を認容した。両当事者は、ともに控訴した。原告は、解約返戻金を請求した。被告は、債務はハバナで弁済すべきものであって、被告にはその準備がある。命令第一三八四号は、ドル債務を変更した。法律第五六八号は、ドルによる支払いを禁止する。また、基金協定によって合衆国で支払うことをさまざまげられると主張した。

控訴裁判所 (Court of Common Pleas, Montgomery County, Pennsylvania) は、本件保険契約は履行地を指定していなかったから、履行地は契約締結地と推定される。したがって、ペンシルヴェニアで請求することはできない。しかし、原告は、キューバにかえて、そこで請求することはできない。また、キューバで取り立てた原告の代理人は、取り立てた金を合衆国に送ることができない。このような事情のもとにおいては、準契約、不当利得の原則によつて、原告は、支払った保険料を回復することができる<sup>(10)</sup>と判決した。

上訴裁判所 (Superior Court) は、原告は支払った保険料だけを回復できるとした下級審判決をくつがえして、原告は、ペンシルヴェニアにおいて、選択的に解約返戻金も回復することができる<sup>(11)</sup>と判決した。裁判所は、解約返戻金のオファーは、確定申込であつて、それ自体一つの契約である。この選択権を行使する場合には、この場所の法が履行を支配する。この契約は、主たる契約とは別個であつて、別個の法に服せしめることができると判示した。

国際通貨基金協定との関係については、つぎのように判示した。

「キューバの通貨法は、キューバ法が適用される場合には、合衆国の政府および裁判所がこれを尊重しなければならないことについて、われわれは同意する。主権国家の、その国の通貨に対する権限は絶対的である。とくに、両国が、合衆国の条約であり、したがって合衆国の最高の法の一部であるブレトン・ウッズ協定の締約国である場合には、そうである。ブレトン・ウッズ協定は、『国際通貨基金協定』(60 Stat. 1401-1411, 1945)をもたらしした。しかし、キューバは、これから脱退した。したがつて、両国がともに締約国であつた当時基金協定を根拠とした判例は、見なおさなければならぬ。しかしながら、通貨条約のままにおいても、外国為替規制は合衆国における訴訟において適用されると判決された。これは、債務が弁済されるべき国

における通貨債務の回避を防止するわが公の政策にしたがうものである。Steinfuk v. N. German Lloyd S. Co., 176 Misc. 413, 27 N. Y. S. 2d 919 (Sup. Ct. 1941).」

(六) Confederation Life Association v. Ugalde 事件

原告は、ハバナに居住していた当時、ハバナにおいて、被告カナダ保険会社と生命保険契約を締結した。証券は、スペイン語で書かれ、すべての支払いは、ハバナにおいて合衆国ドルでなすべきことを定めていた。命令第一三八四号がだされたのち、被告は、原告に、契約のもとでペソをドルに代替すると通告した。原告は、以後の保険料をペソで支払った。

一九六一年一〇月、原告は、被告に対し解約返戻金を請求したが、被告はハバナでペソを支払うと云って、合衆国でドルを支払うことを拒絶した。原告は、フロリダの裁判所に訴を提起し、解約返戻金として一三、八二五・五二ドルの支払いを被告に命ずる判決をえた。

被告は、フロリダ地方控訴裁判所 (District Court of Appeal of Florida, Third District) に控訴した。地方控訴裁判所は、裁判官二対一で、第一審判決の一部をくつがえした。<sup>(12)</sup>

控訴審において、被告は、契約はキューバ法に準拠する。これにもとづく支払いは、ドルの平価によりペソで支払うべきであると主張した。原告は、契約準拠法はフロリダ法である。被告がペソで債務を弁済することを可能にさせるキューバ法を強行することは、公の政策に反すると主張した。

控訴裁判所は、キューバで締結された、キューバで履行されるべき本件契約に対しては、フロリダその他キューバ

以外の国は關係をもたない。したがって、契約にはキューバ法が適用される。被告は、キューバ法によって弁済を提  
供した。キューバは、法貨を定め、キューバで支払われるべき契約はキューバの法貨で支払うことを定める権利を有  
する。フロリダ州の公の政策に反するものはない、と判示した。基金協定第八条第二項(b)には言及しなかつ  
た。下級審の誤りは、原告勝訴の判決をくだしたことでなく、判決の金額にあるとして、下級裁判所に、最初の判  
決の日の為替相場で一三、八二五・五三ペソと同等額のドルの支払いを命ずる判決をくだすよう指示して、事件を差し  
戻した。

被告は、フロリダ最高裁判所に上訴した。最高裁判所 (Justice Caldwell) は、被告は契約条項および準拠法であ  
るキューバ法にしたがい、ハバナにおいてキューバ・ペソで解約返戻金の支払いを提供したから、被告に契約違反は  
ない。したがって、原告は訴権を有しないと判示して、原告の請求を棄却するよう指示して、控訴裁判所に事件を差  
し戻した。<sup>(13)</sup>

国際通貨基金協定の効果については、つぎのように判示した。

「通貨管理の設定に関するキューバの法律は、わが国の通貨に関し、わが国で制定されてきたものと類似しており、合衆国の  
政策に違反しない。フロリダ裁判所は、国際通貨基金協定によって、本件契約に、引用されるキューバの法律を適用する義務  
を負う。」<sup>(14)</sup>

この事件では、判決は、原告がどこに居住するか、また原告が他の事件とおなじく亡命者であるかについてのべて  
いない。原告は、フロリダで訴を提起したが、ひきつづきキューバに居住する可能性もあることが指摘されている。<sup>(15)</sup>

この事件は、おなじフロリダ地方控訴裁判所の他のいくつかの判決に影響をあたえた。<sup>(11)</sup>

- (88) Joseph Gold, *The Cuban Insurance Cases and the Articles of the Fund 2* (IMF, Pamphlet Series 1966).
- (89) *ケナメナダの生命の保証会社*。Colmenares v. Imperial Life Assurance Co. of Canada, (1965) 51 D. L. R. 2d 122; (1966) 54 D. L. R. 2d 386.
- (16) 難民' Gold, *The Cuban Insurance Cases and the Articles of the Fund*; Richard R. Paradise, *Cuban Refugee Insureds and the Articles of Agreement of the International Monetary Fund*, 18 U. Fla. L. Rev. 29-77 (1966).
- (26) Pan American Life Insurance Co. v. Blanco, 311 F. 2d 424 (5th Cir. 1962).
- (33) 311 F. 2d 424, 427.
- (46) 307 F. 2d 845 (2d Cir. 1962).
- (56) Blanco v. Pan-American Life Insurance Co., 221 F. Supp. 219 (S. D. Fla. 1963).
- (96) American Law Institute, *Restatement of the Law 2d, Conflict of Laws*, Ch. 8, *Contracts*, Tentative Draft No. 6, § 346 h (1960).
- (67) 221 F. Supp. 219, 229.
- (86) 311 F. 2d 429 (5th Cir. 1962).
- (66) 311 F. 2d 424 (5th Cir. 1962).
- (100) 154 So. 2d 450 (Ct. App. La., 2d Cir. 1963).
- (101) 土井・国際通貨協力の法機構 二二二八 (一九六八)° Gold, *Fund Agreement in the Courts* 121-25 (1962).

- (20) 154 So. 2d 450, 453-54.
- (21) 161 So. 2d 70 (Sup. Ct. La. 1964).
- (22) 161 So. 2d 70, 74.
- (23) 377 U. S. 997, 84 S. Ct. 1922 (1964).
- (24) 156 So. 2d 785 (Dist. Ct. App. Fla., 3d Dist. 1963).
- (25) 156 So. 2d 785, 785.
- (26) 164 So. 2d 204 (Ct. App. Fla. 1964), *cert. denied*, 379 U. S. 920, 85 S. Ct. 275 (1964).
- (27) 83 Montg. Co. L. R. 71 (1963).
- (28) 203 A. 2d 505, 204 Pa. Super. 176 (Super. Ct. Pa. 1964).
- (29) 203 A. 2d 505, 510.
- (30) 151 So. 2d 315 (Dist. Ct. App. Fla., 3d Dist. 1963).
- (31) 164 So. 2d 1 (Sup. Ct. Fla. 1964), *cert. denied*, 379 U. S. 915, 85 S. Ct. 263 (1964).
- (32) 164 So. 2d 1, 2.
- (33) Gold, The Cuban Insurance Cases and the Articles of the Fund 33-34 (1966).
- (34) Crown Life Insurance Co. v. Calvo, 151 So. 2d 687 (1963); Sun Life Assurance Co. of Canada v. Klawans, 162 So. 2d 702 (1963); Trujillo v. Sun Life Assurance Co. of Canada, 166 So. 2d 473 (1964); Confederation Life Association v. Brandao, 173 So. 2d 514 (1964).

## 2 国際通貨基金協定第八条第二項(b)と国家行為理論

国際通貨基金協定第八条第二項(b)は、基金の加盟国に他の加盟国の為替管理規制を承認する義務を課した。これは、つぎのように定める。

「加盟国通貨に関する為替契約で、この協定に合致して存続され、又は設定される加盟国の為替管理に関する規制に違反するものは、いずれの加盟国の領域においても強制力をもたない。更に、加盟国は、相互の合意により、相互のいずれの為替管理に関する規制を一層効果的にするための措置についても協力することができる。但し、この措置及び規制は、この協定に合致しなければならぬ。」

一九四五年に合衆国が基金に加盟して以来、キューバ革命がおこるまでは、この規定の解釈、適用に関する合衆国の判例は数件にすぎなかった。<sup>(iii)</sup> キューバ革命後、キューバの中産階級市民が合衆国に亡命するや、保険契約をめぐるとこの種の訴訟が大量に提起されることになった。しかし、不幸にして、これらの判例は、合衆国の裁判所が基金協定のこの規定について十分な理解をもっていないこと、また、この規定の適用について法が不確定であることをあきらかにした。多くの興味ある問題がふくまれていながら、これらの判例は、明確にこれを指摘して検討しなかった。

そのうえ、*Varas v. Crown Life Insurance Co.* 事件でペンシルヴェニア上訴裁判所がのべているように、キューバは一九六四年四月基金から脱退したため、合衆国の裁判所は、キューバ亡命者の事件について、基金協定を適用する必要がなくなった。

ここにとりあげたキューバ亡命者の保険訴訟が、第八条第二項(b)が適用される事件であることをあきらかにするに

は、まず、基金自体によるこの規定の解釈に注目しなければならない。第八条第二項(b)の意味と効果については多くの疑義が生じたため、基金理事会は、基金協定第一条(a)に定める権限にもとづき、一九四九年四月一四日付のレターをもって、加盟国に対し、つぎのような解釈をしめした。

「一、基金加盟国の通貨に関し、かつ、基金協定に合致して存続され、または設定される加盟国の為替管理に関する規制に違反する為替契約を締結する当事者は、そのような契約の履行をうるために、他の加盟国の司法または行政機関の援助をうけることはできない。すなわち、このような契約の債権は、たとえば、契約の履行を命じ、または、その不履行に対して損害賠償をあたえるなど、他の加盟国の司法または行政機関によって、実現することはできない。

二、基金協定を受諾することによって、加盟国は、うえにのべた原則に、その国内法の一部として効力を付与することを約束した。これは、第一条第二項の過渡的取極を利用すると否とにかかわらず、すべての加盟国に適用される。

上記の約束のあきらかな結果は、第八条第二項(b)に規定するような契約の強行をもとめる場合には、訴が提起される加盟国の裁判所は、それが法廷地の公の政策 (公序) (public policy (*ordre public*)) に反するという理由をもって、基金協定に合致して存続され、または設定される加盟国の為替管理に関する規制の承認を拒否することはできない、ということである。さらにまた、このような契約は、法廷地の国際私法のもとで、その加盟国の為替管理に関する規制が存続され、または設定される法律が、当該為替契約またはその履行に適用される法律でないとかかわりなく、強制力をもたないものとしてあつかわれることになる。

基金は、第八条第二項(b)の上記の解釈、あるいはその他の点について生ずる問題に関して、援助をあたえることをよるこびとする。さらに、基金は、特定の為替管理に関する規制が、基金協定に合致して存続され、または設定されるかについて、助

言をあたえる準備がある」<sup>(118)</sup>

法廷地において外国の為替管理規制を適用して、契約の効力を判断し、契約を強行すべきか否かを決定するのは、法廷地の抵触法のもとで当該外国の法が準拠法であり、かつ、その国の為替管理規制がこの準拠法の一部をなす場合である。しかし、第八条第二項(b)のもとでは、加盟国の為替管理法が他の加盟国によって承認されるためには、それが契約準拠法ないし効果法と一致する必要がない。ここにかかげた判例は、おなじような事案でありながら、準拠法についてことなつた判断をしている。第八条第二項(b)のもとで、キューバの為替管理規制の適用は、準拠法の決定によつて左右されない。

裁判所は、法廷地の公の政策ないし公序に反するという理由で、他の加盟国の為替管理規制の承認を拒否することはできない。第八条第二項(b)は、法廷地の抵触法原則である公の政策ないし公序の援用を排除する点において、国家行為理論とにている。基金協定の起草者は、じゅうらい、諸国においてその国の公序がしばしば外国の為替管理法の効力を麻ひさせてきたことに注目した。Theye y Ajuria 事件において、ルイジアナ控訴裁判所は、このことを指摘する。

第八条第二項(b)が適用されるためには、訴が「加盟国通貨に関する為替契約」(exchange contracts which involve the currency of any member)にもとづくものでなければならぬ。Theye y Ajuria 事件において、ルイジアナ最高裁判所は、「ルイジアナ州において合衆国通貨を支払うべき本件契約が外国為替契約であるということはできない」と判断した。Rajj 事件のフロリダ控訴裁判所は、問題の保険契約は、「アメリカの会社と合衆国で締結され、

合衆国ドルで支払われるべき契約であった」とのべて、基金協定は適用されないという意見を表明した。ここにとりあげたどの判例も、保険契約が第八条第二項(b)にいう「為替契約」(exchange contracts)に該当するとはっきり判断していない。

第八条第二項(b)の「為替契約」は国際支払手段たる通貨の交換に関する契約に限定されるという意見があったが、基金協定の他の規定との関連において、これは、なんらかの形において一国の「為替資金」(exchange resources)に影響をおよぼす契約をいい、契約にもとづくもので、通貨、財産、役務などのいずれを目的とするをとわず、為替に関する取引をひろく包含すると解されるようになり、多くの国の裁判所がこの解釈をとっている。保険契約は、もちろんこれにふくまれる。

第八条第二項(b)がこれらの事件の保険契約に適用されるためには、それが加盟国キューバの通貨に「関する」(involve)ものでなければならぬ。この点についても、ここにとりあげた判例は、こまかい検討をしていない。Blanco 事件では、合衆国地方裁判所は、キューバの法律は、みずからその適用をキューバの領域に限定していること、この事件ではキューバの非居住者に対し、キューバ国外の資産から支払うことが問題となったことを指摘した。Theye y Ajuria 事件のルイジアナ最高裁判所は、これにしたがった。Raj 事件では、フロリダ控訴裁判所は、契約は合衆国ドルで支払うべきことを定めていたから、加盟国キューバの通貨に関するものではないと判断した。

「加盟国通貨に関する」についても、加盟国通貨の一定金額の支払いに関するという狭義の解釈にかわって、加盟国の為替資金に影響をおよぼす契約という広義の解釈がとられるようになった。したがって、これらの事件では、契

約に定めた支払通貨がキューバ通貨であると否をとわず、キューバ法が為替管理規制の対象とする、キューバの為替資金に影響をおよぼす契約であるかを検討しなければならなかった。

ここにあげた判例のうち、Ugaldé 事件においては、他の判例とはことなつた事実の認定がなされた。フロリダ最高裁判所は、基金協定のもとに、問題の契約にキューバ法を適用する義務を負うと判決した。しかし、Varas 事件において、ペンシルヴェニア上訴裁判所は、契約を分割して、解約返戻選択権は主たる保険契約とは別個の契約であるとして、ペンシルヴェニア法を適用した。この判決は、キューバが基金から脱退したのちくだされたが、第八条第二項(b)のもとで、このようなテクニックをつかつてこの規定の適用を回避することができるかは、疑問とされている。<sup>(119)</sup>

第八条第二項(b)によつて承認を要求されるのは、他の加盟国の「為替管理に関する規制」(exchange control regulations)である。これらの事件に関係するキューバの法令のうち、法律第一三三号と命令第一三八四号は、法定通貨に関する法律であつて、為替管理規制ではない。法律第五六八号と第九三〇号は、為替管理規制である。したがつて、Blanco 事件で議論されたように、基金「協定に合致して存続され、又は設定される」(maintained or imposed consistently with this Agreement)かは、為替管理規制である法律第五六八号と第九三〇号についてだけ判断すればたりる。

裁判所が、第八条第二項(b)のもとに適用を要求されるのは、判決時における為替管理規制であつて、契約締結時に制定されていたと否をとわない。

キューバは、一九五三年二月、第八条第二項、第三項および第四項の義務を受託して八条国となつたから、第八

条第二項(a)のもとで「経常的国際取引のための支払及び資金移動に制限」を課すには、基金の承認をえなければならぬ。理事会の解釈の最後にのべられているように、問題となる法律が基金協定に合致するか否かについては、基金にといあわせればよい。

Menendez Rodriguez 事件において、合衆国控訴裁判所は、基金協定を理由とする被告の抗弁に対して、Blanco 事件判決にしたがい、裁判所は、キューバの法令を当然に確知しないと判示した。抵触法上、準拠外国法の証明は事実証明であって、当事者の証明に依存するとされる国においても、第八条第二項(b)のもとでは、通常の抵触法原則によって外国法を適用する場合とちがって、加盟国の裁判所は、当事者の援用や証明に依存することなく、関係加盟国の為替管理規制を考慮しなければならない。<sup>(20)</sup>

Blanco 事件判決において、基金ジェネラル・カウンセルのレターに言及されているように、基金は、多くの事件において、訴訟当事者の代理人の要請により、第八条第二項、第三項および第四項のもとにおける加盟国の地位についてのべたレターを送っている。キューバに関しては、対外送金について二パーセントの為替税を課す以外、基金は第八条第二項のもとでいかなる制限も承認していないとのべている。<sup>(21)</sup>したがって、Blanco 事件の訴訟時には、二パーセントの為替税をのぞいて、経常的国際取引に対するいかなる制限も基金協定に合致するものではなかった。これに対して、資本移動の制限については、第六条第三項のもとで、このような承認を必要としないから、基金協定に合致することができる。

ここにとりあげた事件においては、第八条第二項(b)の他の適用条件がそろっている場合、保険契約に関するキュー

バの為替管理規制が經常取引と資本移動のどちらの支払いに影響をおよぼすものであるかを決定する困難な問題があった。<sup>(12)</sup>

第八条第二項(b)が適用されると、問題の契約は「強制力をもたない」(unenforceable)ものとなる。裁判所は、契約にもとづく請求を棄却しなければならぬ。Varas 事件で、ペンシルヴェニア控訴裁判所は、不当利得の法理によつて原告の支払った保険料の回復を認めた。「強制力をもたない」は、契約債務の請求ばかりでなく、不当利得返還その他、ほんらい契約から派生するすべての請求をふくむと解されている。いくつかの外国の判例がこれにしたがっている。

それでは、基金協定第八条第二項(b)と国家行為理論との関係はどうなるか。ここにあげた一連の事件においては、被告は、国家行為理論と基金協定の両方を抗弁として援用することができた。まえにあげた、French v. Banco Nacional de Cuba 事件においては、合衆国市民のキューバ投資の収益の送金に対するキューバの規制が問題となった。キューバが基金から脱退したのちであるから、ニューヨーク控訴裁判所は、国家行為理論の適用だけについて判断した。裁判所は、問題の国家行為はヒッケンルーパー修正が適用される財産の接收ではないとして、国家行為理論を適用し、原告の請求を棄却した。

基金協定と国家行為理論との関係については、「合衆国最高裁判所の Sabatino 判決によつて提起される一つの基本的問題は、アメリカの裁判所が基金協定を解釈するにあたって、他の国の為替管理法が基金協定に合致するかを審査するのをさまたげられるか」という問題が提起されている。<sup>(13)</sup>

まず、契約債権にもとづく訴訟においては、債権の所在地を決定する抵触法の操作により、債権が行為国の領域外に存在すると擬制することによって、法廷地の公の政策の援用を禁止する国家行為理論の適用がさけられることを指摘しなければならぬ。おきにあげた Banco Nacional de Cuba v. First National City Bank 事件がそうである。

French v. Banco Nacional de Cuba 事件のように、行為国が基金から脱退したのちにおいては、国家行為理論と基金協定の抵触がおこらないことはもちろんである。

Sabbatino 事件は、財産の没収に関するものであった。したがって、この事件で確立された国家行為理論が、外国の為替管理規制についてどこまでおよぶかという問題自体が明確にされていない。

基金協定と国家行為理論の抵触がおこるのは、非常に限定された場合であると考えられるが、うえに提起された問題については、Sabbatino 事件判決が条約その他明確な協定がある場合について国家行為理論を留保していることに注目すれば、容易に解答がえられるものと考えられる。ここにいう条約には、基金協定もふくまれるからである。したがって、Sabbatino 事件が第八条第二項(b)に反する結果をもたらすおそれはないと結論してよいであろう。<sup>(12)</sup>

- (11) Kraus v. Zivnostenska Banka, 64 N. Y. S. 2d 208, 187 Misc. 681 (Sup. Ct. 1946); Cernak v. Bata Akciova Spolecnost, 80 N. Y. S. 2d 782 (Sup. Ct. 1948); Perutz v. Bohemian Discount Bank in Liquidation, 304 N. Y. 533, 110 N. E. 2d 6 (Ct. App. 1953); Stephen v. Zivnostenska Banka National, 140 N. Y. S. 2d 323, 31 Misc. 2d 45 (Sup. Ct. 1955); Southwestern Shipping Corp. v. National City Bank of New York, 6 N. Y. 2d 454, 160 N. E. 2d 833, 190 N. Y. S. 2d 352 (Ct. App. 1959), *cert. denied*, 361 U. S. 895 (1959); Kolovrat v. Oregon, 366 U. S. 187, 81

- S. Ct. 922 (1961); Banco do Brasil, S. A. v. A. C. Israel Commodity Co., Inc., 12 N. Y. 2d 371, 190 N. E. 2d 235, 239 N. Y. S. 2d 872 (Ct. App. 1963), cert. denied, 376 U. S. 906 (1963). 上記の判例をよべると、第八條第二項④の適用に関する諸外國の判例をよびて、土井・國際通貨協力の法機構 一五一—二四四 参照。
- (118) 土井、國際通貨協力の法機構 一六二—一六三。IMF, Selected Decisions of the Executive Directors and Selected Documents 73-74 (3d issue, 1965).
- (119) Gold, The Cuban Insurance Cases and the Articles of the Fund 49.
- (120) Gold, Fund Agreement in the Courts 80-82 (1962).
- (121) Gold, The Cuban Insurance Cases and the Articles of the Fund 38.
- (122) 雜澤、Gold, The Cuban Insurance Cases and the Articles of the Fund 37-45. 参照。
- (123) Paradise, Cuban Refugee Insureds and the Articles of Agreement of the International Monetary Fund, 18 U. Fla. L. Rev. 29, 74 (1966).
- (124) 基金シヨネラル・カウンセル、ヒールズ氏が、インドネシアの國有化に關するオランダの判例 Indonesian Corporation P. T. Escomptobank v. N. V. Assurantie Maatschappij de Nederlanden van 1845 博士、13 Neth. Int'l L. Rev. 58 (1966), の註をよべると、U.S. 及び U.K. の Gold, The Fund Agreement in the Courts-IX, 14 IMF Staff Papers 369, 397 (1967).

私法的法律関係における外国の国有化の効力が問題となるもっとも典型的かつ単純な事件は、国有化当時国有化国の領域内に存在した有体財産の所有権をめぐる紛争である。合衆国の Sabbatino 事件がそうであった。先例では、Central Leather Co. 事件や Riand v. American Metal Co. 事件が代表的である。

わが国のアングロ・イラニアン石油株式会社対出光興産株式会社事件や、その姉妹事件である、アデン最高裁判所一九五三年一月九日判決の Anglo-Iranian Oil Co. v. Jaffrate (the Rose Mary) 事件<sup>(125)</sup>および一九五三年三月一日ヴェニス民事裁判所判決の Anglo-Iranian Oil Co. v. Societa Unione Petrolifera Orientale (the Miriella) 事件<sup>(126)</sup>もそうである。わが国の裁判所とイタリアの裁判所は、国有化後国有石油会社から石油を買った当事者に石油の所有権があると判決し、アデンの裁判所は、国有化前の原所有者に所有権があると判決した。しかし、これら三件の裁判所の抵触法上のアプローチはおなじである。三件の判決に共通する点は、問題の国有化が国際法に合致するか、その効力を認めることが法廷地の公序に反しないかを審査したことである。

Sabbatino 事件判決で諸外国の判例が引用されているように、多くの国では、国際法や公序の基準によって外国の国有化を審査している。特定の国有化が国際法に違反するか否かの判断は、各国の裁判所にゆだねられているため、法廷地によって結論がちがうことがある。イラン石油国有化については、日本とイタリアでは国際法に違反しないと判断され、アデンではその反対の判断がなされた。Sabbatino 事件で最高裁判所がのべているように、国有化が国際

法に合致するか否かの問題について、諸国の一致した見解はない。

外国の国家行為が国際法に違反するか否かの判断は、概念的に、法廷地の公序にもとづく審査にふくめることができる。アングロ・イラニアン石油会社事件において、東京高等裁判所は、イラン石油国有化法が「国際連合総会の加盟諸国に対する各国資源の開発に関する勧告の趣旨に従い、イラン国が同国の利益に合するとの見地からして制定したものであることが一応認められ……純然たる外国人の権益の没収法ではなく、補償を支払って収用するものである」と認定したのち、「この規定が公の秩序善良の風俗に反するときは法例第三〇条により適用すべきではないが、……そうでもないかぎり、上記結果は、独立主権国相互間の主権尊重、友好維持の必要から生ずる国際礼讓の要求するところと条理に合致するのである」とのべている。

合衆国の国家行為理論においては、他の国とちがって、公の政策による判断と国際法による判断とは、はっきり区別される。Sabatino 事件下級審は、国家行為理論のもとに法廷地の公の政策の援用を排除したのち、国際法を適用して国家行為を審査した。最高裁判所は、国家行為理論は、公の政策ばかりでなく、国際法を基準とする審査も排除すると宣言した。

国家行為理論は、純粹の国際私法原則ではないとか、国際法の原則とかいわれる。<sup>(127)</sup>この理論が、国際法における国家主権尊重の理念を反映することは否定できないが、その機能は、民事事件において当事者が使用する攻撃または防ぎよの手段であって、特殊な抵触法原則ということが出来る。これは、諸国の抵触法上普遍的に認められている所在  
 地法の原則が主権尊重の理念を反映することと対応する。ヨーロッパ諸国にも、かならずしも国家行為という表現は

とらないが、この理論を適用した判例<sup>(25)</sup>がある。国家行為理論の抵触法原則としての特殊性は、国家主権尊重よりも、法廷地における司法府と行政府とのあいだの対外関係における権限の分配の考慮にもとづく点にある。この考慮は、合衆国のキューバ国有化に対するように、法廷地が被害をうける投資国である場合に必要であって、日本のイラン石油国有化に対するように、法廷地が第三国である場合には必要でない。

ヒッケンルーパー修正は、国家行為理論によって不利益をうける当事者が問題の国家行為が国際法違反であるという抗弁をなすことを可能にした。他の多くの国の裁判所の慣行と一致するようになった。問題は、裁判所が適用すべき国際法の基準である。ヒッケンルーパー修正が制定されたのち、裁判所はただちにこの問題に当面した。

うえにあげた単純な事件でなく、国家行為が当事者の債権に関係するときは、ヒッケンルーパー修正の適用範囲が問題となるとともに、国家行為理論そのものの適用も複雑になる。

一九六八年末からおこなわれているペルーにおける国有化措置によって合衆国の企業の資産が接収されたことにか<sup>(26)</sup>んがみ、早急に国際的に受け入れられるヒッケンルーパー修正の解釈を確立することがのぞまれている。

革命、外国資産の没収、亡命といったできごとは、国際私法の発展に寄与する多くのテスト・ケースを提供してきたが、キューバ革命も例外ではなかった。つきつぎに判例がでて、外国国有化の効力の承認の問題は、具体的な事件をつうじて、実証的な研究によってのみ解明できることを痛感させた。

(25) 1 W. L. R. 246 (1953); 47 Am. J. Int'l L. 325 (1953).

(26) 1955 Int'l L. Rep. 19 (1953); 47 Am. J. Int'l L. 509 (1953).

- (127) P. Adriaanse, Confiscation in Private International Law 132 (1956).
- (128) Quincy Wright, Reflection on the Sabbatino Case, 59 Am. J. Int'l L. 304, 305 (1965).
- (129) American Law Institute, Restatement of the Law 2d, Foreign Relations Law of the United States, § 41, Reporters' Notes 2 (1965).
- (130) New York Times Oct. 9, 1968; Dec. 2, 1968; Feb. 15, 1969.
- (131) Bortock, The Hickenlooper Amendment in the Courts: The Need for an Internationally Acceptable Interpretation, 3 Suffolk U. L. Rev. 513, 528 (1968).

(外國資産國有化に関する文獻)

P. Adriaanse, Confiscation in Private International Law (1956); Henri Batifol, Problèmes actuels des nationalisations en droit international privé, 23-25 Travaux du Comité Français de Droit Int'l Privé 213-49 (1962-64); L. E. Becker, Just Compensation in Expropriation Cases: Decline and Partial Recovery, Am. Soc. Int'l L. Proceedings 336 (1969); Bin Cheng, Anglo-Iranian Dispute, 5 World Affairs (N. S.) 387 (1951); Cheng, General Principles of Law as Applied by International Courts and Tribunals (1953); Cheng, The Rationale of Compensation for Expropriation, 44 Grotius Soc. Transactions 267 (1958-59); R. L. Bindschedler, La protection de la propriété privée en droit international public, 1956 II Rec. des Cours 179; M. Brandon, Legal Deterrents and Incentives to Private Foreign Investments, 43 Grotius Soc. Transactions 39 (1957); Kenneth S. Carlston, Concession Agreements and Nationalization, 52 Am. J. Int'l L. 260 (1958); Carlston, Nationalism, Nationalization and International Law, 7 Rev. Dr. Int'l pour le Moyen-Orient 1 (1958); Carlston, Nationalization: An Analytical Approach, 54 Nw. U. L. Rev. 405

(1959) ; Cornell Law School, "International Law in National Courts," Proceedings of the Third Summer Conference in International Law (June, 1960) ; De Lapradelle, Les effets internationaux des nationalisations, 43-1 Ann. Inst. Dr. Int'l 42 (1950) ; Robert Delson, Nationalization of the Suez Canal Company : Issues of Public and Private International Law, 57 Colum. L. Rev. 755 (1957) ; Paul de Visser, Les aspects juridiques fondamentaux de la question de Suez, 29 Rev. rate du Dr. Int'l Public 400 (1958) ; Nicholas R. Doman, Postwar Nationalization of Foreign Property in Europe, 48 Colum. L. Rev. 1125 (1948) ; Martin Domke, On the Extraterritorial Effect of Foreign Expropriation Decrees, 4 Western Pol. Q. 12 (1951) ; Domke, Indonesian Nationalization Measures before Foreign Courts, 54 Am. J. Int'l L. 305 (1960) ; Domke, Foreign Nationalizations : Some Aspects of Contemporary International Law, 55 Am. J. Int'l L. 585 (1961) ; Alfred A. Drucker, Compensation for Nationalized Property : The British Practice, 49 Am. J. Int'l L. 477 (1955) ; Richard A. Falk, The Role of Domestic Courts in International Legal Order (1964) ; J. E. S. Fawcett, Some Foreign Effects of Nationalisation of Property, 27 Brit. Y. B. Int'l L. 355 (1950) ; Charles C. Fenwick, The Order of the International Court of Justice in the Anglo-Iranian Oil Company Case, 45 Am. J. Int'l L. 723 (1951) ; Isi Foighel, Nationalization : A Study in the Protection of Alien Property in International Law (1957) ; A. W. Ford, The Anglo-Iranian Oil Dispute, 1951-1952 (1954) ; Samy Friedman, Expropriation in International Law 163 (1953) ; W. Friedmann and R. C. Pugh, ed., Legal Aspects of Foreign Investment (1959) ; S. K. Ghosh, The Anglo-Iranian Oil Dispute (1960) ; W. C. Gordon, The Expropriation of Foreign-Owned Property in Mexico (1941) ; Joyce Guttridge, Expropriation and Nationalisation in Hungary, Bulgaria and Roumania, 1 Int'l Comp. L. Q. 14 (1952) ; John H. Herz, Expropriation of Foreign Property, 35 Am.

J. Int'l L. 243 (1941) ; L. A. E. Hjerner, The General Approach to Foreign Confiscations, 2 Scandinavian Studies in Law 177 (1958) ; Thomas F. Huang, Some International and Legal Aspects of the Suez Canal Question, 51 Am. J. Int'l L. 277 (1957) ; Charles C. Hyde, Compensation for Expropriation, 33 Am. J. Int'l L. 109 (1939) ; James N. Hyde, Permanent Sovereignty over Natural Wealth and Resources, 50 Am. J. Int'l L. 854 (1956) ; G. Kaackenbeech, The Protection of Vested Rights in International Law, 17 Brit. Y. B. Int'l L. 1 (1936) ; R. D. Kollewin, "Nationalization" without Compensation and the Transfer of Property, 6 Neth. Int'l L. Rev. 140 (1959) ; Arthur K. Kuhn, Nationalization of Foreign-Owned Property in Its Impact on International Law, 45 Am. J. Int'l L. 709 (1951) ; Richard B. Lillich, The Protection of Foreign Investment (1965) ; K. Lipstein, Conflict of Laws—Contract—Law Governing Discharge—Confiscatory Legislation—Legislation Contrary to International Law—Public Policy, 1956 Camb. L. J. 128 ; A. J. Leonart y Amsélem, Nacionalizaciones en el derecho internacional, 12 Rev. Derecho Espanol y Americano 49 (1967) ; A. D. McNair, The Seizure of Property and Enterprises in Indonesia, 6 Neth. Int'l L. Rev. 218 (1959) ; F. A. Mann, The Confiscation of Corporations, Corporate Rights and Corporate Assets and the Conflict of Laws, 11 Int'l Comp. L. Q. 471 (1962) ; Mann, Konfiskation von Gesellschaften, Gesellschaftsvermögen im internationalen Privatrecht, 27 Rabels Z. f. ausl. u. internationales Privatrecht 1 (1962) ; A. S. Miller, Protection of Private Foreign Investment by Multilateral Convention, 53 Am. J. Int'l L. 371 (1959) ; Eugene F. Mooney, Foreign Seizures : Sabbatino and the Act of State Doctrine (1967) ; Netherlands Int'l L. Rev., ed., The Measures taken by the Indonesian Government against Netherlands Enterprises, 5 Neth. Int'l L. Rev. 227 (1958) ; Note, Nationalization of the Suez Canal Company, 70 Harv. L. Rev. 485 (1957) ; J. Nyns, Nationalisation et droit inter-

national, 43 Rev. Jur. du Congo 108 (1967) ; C. J. Olmstead, Nationalization of Foreign Property Interest, 32 N. Y. U. L. Q. Rev. 1122(1956) ; A. Pérez Pérez, Caracteres del deber de dar compensación en caso de nacionalización de bienes de extranjeros, 62 Riv. de Derecho, Jurisprudencia y Administración 217 (1965) ; Henry Puges, Les nationalisation en France et a l'étranger (1958) ; Alan R. Rado, Czechoslovak Nationalization Decrees: Some International Aspects, 41 Am. J. Int'l L. 795 (1947) ; Edward D. Re, The Nationalization of Foreign-Owned Property, 36 Minn. L. Rev. 323 (1952) ; William H. Reeves, "Expropriation," "Confiscation," "Nationalization" ; What One Can Do About Them, 24 Bus. Law. 867 (1969) ; H. Rolin, Avis sur la validité des mesures de nationalisation décrétées par le gouvernement indonésien, 6 Neth. Int'l L. Rev. 260 (1959) ; Saymour J. Rubin, Nationalization and Compensation, A Comparative Approach, 17 U. Chicago L. Rev. 458 (1949) ; A. K. Said, Nationalisation et la propriété des étrangers, 19 Rev. Egyptienne de Dr. Int'l I (1963) ; E. H. Scammel, Nationalization in Legal Perspective, 5 Current Legal Prob. 30 (1952) ; W. Schaumann, Entschädigungslose Konfiskationen vor dem Schweizerischen Bundesgericht, 62 Schweiz. J. Z. 33 (1966) ; G. Schwarzenberger, The Protection of British Property Abroad, 5 Current Legal Prob. 295 (1952) ; Ignaz Seidl-Hohenveldern, Extraterritorial Effects of Confiscations and Expropriations, 49 Mich. L. Rev. 851 (1951) ; Seidl-Hohenveldern, Internationales Konfiskations- und Enteignungsrecht (1952) ; Seidl-Hohenveldern, Confiscation and Expropriation Problems in International Law, 83 J. Dr. Int'l 381 (1956) ; Van Hecke, Confiscation, Expropriation and Conflict of Laws, 4 Int'l L. Q. 345 (1951) ; A. Verdross, Die Nationalisierung niederländischer Unternehmungen in Indonesien in Lichte des Völkerrechts, 6 Neth. Int'l L. Rev. 280 (1959) ; J. H. W. Verzijl, The Relevance of Public and Private International Law respectively for the Solution

of Problems arising from Nationalization of Enterprises, Makarov Festschrift (1958) ; G. White, Nationalization of Foreign Property 35 (1961) ; John F. Williams, International Law and the Property of Aliens, 1928 Brit. Y. B. Int'l L. 1 ; B. A. Wortley, Problèmes soulevés en droit international privé par la législation sur l'expropriation, 1939 I Rec. des Cours 345 ; Wortley, Expropriation in International Law, 33 Grotius Soc. Transactions 25 (1947) ; Wortley, The Mexican Oil Dispute 1938-46, 43 Grotius Soc. Transactions 15 (1957) ; Wortley, Expropriation in Public International Law (1959).

安藤仁介「インドネシアによるオランダ系企業の国有化について——その国際法上の問題点——」田岡良一、田畑茂二郎編・外国資産国有化と国際法 九七(一九六四)、江川英文「国有化法の国際的効力——主として国際私法の観点から——」比較法雑誌二卷二・三・四合併号 二四七(一九五四)、香西茂「外人財産の収用と国際法」法学論叢六一卷三号一九(一九五五)、香西「スエズ国有化の法的諸問題」田岡、田畑編・外国資産国有化と国際法 五六、桑田三郎「東欧諸国における国有化の諸問題」桑田・国際私法と国際公法の交錯一四九(一九六〇)、畝村繁「英国における Act of State」について、甲南法学一卷一号一〇四(一九六〇)、大平善梧「国際法優位性の限界——イラン石油事件と関連して」比較法雑誌二卷三・四・合併号二八三、折茂豊「外国国有化法と公序」田岡、田畑編・外国資産国有化と国際法一八一、杉山直治郎「イラン石油国有化法の国際的効力」比較法雑誌二卷二・三・四合併号三、田畑茂二郎「国有化をめぐる国際法上の問題点」田岡、田畑・外国資産国有化と国際法一、高野雄一「国有化法の渉外的効力——イラン石油事件——」ジュリスト別冊涉外判例百選六二(一九六七)、横田喜三郎「国有化の国際的効力」比較法雑誌二卷二・三・四合併号一八五。